

令和7年12月3日判決言渡

令和6年(行ケ)第10077号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和7年9月24日

判 決

5

原 告 オシム・インターナショナル・  
ピーティーイー・リミテッド

10

同訴訟代理人弁護士 三 縄 隆  
同 松 村 啓  
同訴訟代理人弁理士 丹 治 彰  
同 阿 部 達 彦  
同 高 橋 史 生  
15 同 野 村 進

被 告 ファミリーイナダ株式会社

20

同訴訟代理人弁理士 坂 本 寛  
同 溝 口 希 望

主 文

25

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

特許庁が無効2020-800056号事件について令和6年3月26日にした審決のうち、特許第6662767号の請求項1、4ないし6、8ないし13に係る部分を取り消す。

## 5 第2 事案の概要

### 1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告は、平成25年(2013年)6月3日を国際出願日として、発明の名称を「マッサージ関連サービスを提供するシステムおよび方法」とする発明について特許出願(以下、この特許出願に添付された明細書を「本件明細書」といい、図面と併せて「本件明細書等」という。)をし、令和2年2月17日、特許権の設定登録を受けた(特許第6662767号。請求項の数17。特許権の設定登録がされた時点における特許請求の範囲の記載は、別紙1特許公報の【特許請求の範囲】の箇所に記載のとおりである。以下、この特許を「本件特許」という。)(甲14の1)

15 (2) 被告は、令和2年5月29日、本件特許について特許無効審判(無効2020-800056号)を請求し(以下「本件無効審判請求」という。)、特許庁は、令和3年4月20日、結論を「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決(甲50。以下「第1次審決」という)をした。

被告は、本件無効審判請求において、複数の無効理由を主張したが、そのうちのひとつとして、本件特許の各請求項に記載された発明は、甲1の1(米国特許出願公開第2011/0055720号明細書。甲1の1には、別紙3(抜粋)の記載がある。)に記載された発明及び公知技術、技術常識ないし周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないものであるから、それらの特許は、同法123条1項2号に該当し、無効とすべきであると主張した。

(3) 被告は、令和3年5月28日、第1次審決の取消しを求める訴訟（以下「前訴」という。）を知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」という。）に提起した。

5 (4) 知財高裁は、令和4年6月28日、前訴につき、第1次審決を取り消すとする判決（以下「前訴判決」という。）をした。前訴判決はその後確定し、本件審判請求に係る審判手続が再開した。（甲51）

10 (5) 原告は、令和4年8月18日、特許法134条の3に基づく訂正の申立てをした。原告は、同年9月21日付けで訂正請求書を提出し、令和5年4月17日付け手続補正書により、上記訂正請求書に記載した事項について補正した（以下、令和5年4月17日付け手続補正書により補正された令和4年9月21日付け訂正請求書による訂正を「本件訂正」という。本件訂正は特許請求の範囲の訂正であり、本件明細書等は訂正の対象とされていない。本件訂正後の特許請求の範囲の記載は後記2のとおり。）。（甲52、55）

15 (6) 特許庁は、令和6年3月26日、「特許第6662767号の特許請求の範囲を、令和5年4月17日付け手続補正書に添付された訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項〔1～13〕、〔14～17〕について、訂正することを認める。特許第6662767号の請求項1、4～6、8～13に係る発明についての特許を無効とする。特許第6662767号の請求項2、3、7、14～17に係る発明についての特許に対する審判請求を却下する。」との審決（以下「本件審決」という。）をし（附加期間90日）、その審決の謄本は同年4月4日に原告に送達された。

20 (7) 原告は、令和6年8月1日、本件審決のうち、特許第6662767号の請求項1、4ないし6、8ないし13に係る部分の取消しを求める本件訴訟を提起した。

## 25 2 本件訂正前及び本件訂正後の各特許請求の範囲の記載

本件訂正前の特許請求の範囲の記載は、特許権の設定登録がされた時点にお

ける特許請求の範囲の記載であって、別紙1特許公報の【特許請求の範囲】の箇所に記載のとおりである（前記1(1)。以下、本件訂正前の特許請求の範囲の請求項1ないし17に記載された発明を、請求項の番号に応じてそれぞれ「本件訂正前発明1」ないし「本件訂正前発明17」という。）。

5 本件訂正後の特許請求の範囲の記載は以下のとおりである（下線部は本件訂正による訂正箇所を示す。以下、本件訂正後の特許請求の範囲の請求項1ないし13に記載された発明を、請求項の番号に応じてそれぞれ「本件訂正発明1」ないし「本件訂正発明13」といい、これらをまとめて「本件訂正発明」という。）。なお、請求項2、3、7及び14ないし17は、本件訂正により削除  
10 された。

(1) 請求項1

マッサージ装置であって、  
マッサージ部と、  
リモートコントローラと、  
15 前記マッサージ部の運動を駆動するように機能する駆動部と、  
前記駆動部と接続された、縮小命令セットコンピュータであるマイクロコントローラとを備え、  
前記マイクロコントローラは、  
20 前記マッサージ装置において最初から利用可能なマッサージプログラムを保存する第1のメモリと、  
外部装置から前記マッサージ装置に読み込まれるマッサージプログラムを保存する第2のメモリとを備え、  
前記リモートコントローラは、前記第1のメモリまたは前記第2のメモリに保存されたマッサージプログラムと関連付けられているアイコンのグラフィカルコンテンツを保存する内部メモリを備え、  
25 前記マイクロコントローラは、

前記外部装置と接続し、

前記マイクロコントローラによって実行可能なマッサージプログラムのプログラムコードと、前記マッサージプログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツとを、暗号化された形式で前記外部装置から受信して前記マッサージプログラムを前記第2のメモリに保存し、

前記外部装置から受信した前記マッサージプログラムと前記アイコンの前記グラフィカルコンテンツとを復号し、

前記リモートコントローラとの通信を確立し、復号された前記アイコンの前記グラフィカルコンテンツを前記リモートコントローラの前記内部メモリに保存し、

前記復号されたマッサージプログラムを前記マイクロコントローラの前記第2のメモリに保存する  
ように構成され、

前記リモートコントローラは、

前記内部メモリに保存された前記アイコンの前記グラフィカルコンテンツを表示し、

前記表示されたアイコンに対するユーザの操作を受け取り、

前記表示されたアイコンに対する前記ユーザの操作を受け取ったことに応答して、

前記第2のメモリに保存された前記復号されたマッサージプログラムを選択するために前記リモートコントローラから前記マイクロコントローラに信号を送信する

ように構成され、

前記マイクロコントローラは、

一連のマッサージ動作を身体に施すために前記マッサージ部を介して前記復号されたマッサージプログラムを実行する

ように構成される、マッサージ装置。

(2) 請求項 4

5 前記マッサージ装置が無線通信インターフェースをさらに含み、前記マイクロコントローラが前記無線通信インターフェースを経由して前記マッサージプログラムを前記外部装置から受信する、請求項 1 に記載のマッサージ装置。

(3) 請求項 5

10 前記無線通信インターフェースはBluetoothインターフェースおよび／またはWi-Fiインターフェースを含む、請求項 4 に記載のマッサージ装置。

(4) 請求項 6

前記マイクロコントローラが前記マッサージプログラムを前記外部装置から受信する際に経由するユニバーサルシリアルバスインターフェースをさらに含む、請求項 1 に記載のマッサージ装置。

15 (5) 請求項 8

前記アイコンは、ビットマップファイルとして定義されている、請求項 1 に記載のマッサージ装置。

(6) 請求項 9

20 前記リモートコントローラは、前記マッサージプログラムを実行するために選択可能な、前記内部メモリに保存された前記アイコンを表示するように機能するディスプレイ画面を有する、請求項 1 に記載のマッサージ装置。

(7) 請求項 10

マッサージチェアとして構成された、請求項 1 に記載のマッサージ装置

(8) 請求項 11

25 マッサージ関連サービスを提供するシステムであって、  
請求項 1 に記載のマッサージ装置と、

第1および第2のサーバコンピュータと、

前記マッサージプログラムを購入するために前記第1のサーバコンピュータと取引を実施し、

5 前記マッサージプログラムを前記第2のサーバコンピュータからダウンロードし、

前記マッサージプログラムを前記マッサージ装置に転送する  
ように機能する端末装置と  
を備える、システム。

(9) 請求項12

10 前記端末装置は、インターネット接続を介して前記第2のサーバコンピュータから前記マッサージプログラムをダウンロードし、Bluetooth接続を介して前記ダウンロードされたマッサージプログラムを前記マッサージ装置に転送するように機能する、請求項11に記載のシステム

(10) 請求項13

15 前記マッサージプログラムは、前記マッサージ装置により復号可能な暗号化された形式で、前記端末装置にダウンロードされる、請求項11に記載のシステム。

3 本件無効審判請求で主張された無効理由

原告は、本件無効審判請求において、次の無効理由を主張した。

20 (1) 無効理由1（サポート要件違反）

本件特許の各請求項に記載された発明は、発明の詳細な説明に記載したのではなく、特許法36条6項1号に規定する要件を満たしていないものであるから、それらの特許は同法123条1項4号に該当し、無効とすべきものである。

25 (2) 無効理由2（実施可能要件違反）

本件特許の発明の詳細な説明は、本件特許の各請求項に記載された発明を

当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に記載したものではなく、特許法 36 条 4 項 1 号に規定する要件を満たしていないものであるから、それらの特許は同法 123 条 1 項 4 号に該当し、無効とすべきものである。

(3) 無効理由 3 (原文新規事項の追加)

5 外国語特許出願に係る特許である本件特許の願書に添付した特許請求の範囲の記載は、本件特許の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にはないから、本件特許は、特許法 184 条の 18 の規定によって読み替える同法 123 条 1 項 5 号に該当し、無効とすべきものである。

10 (4) 無効理由 4 (進歩性欠如)

本件特許の各請求項に記載された発明は、甲 1 の 1 (米国特許出願公開第 2011/0055720 号明細書) に記載された発明及び公知技術、技術常識ないし周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができないものであるから、それらの特許は、同法 123 条 1 項 2 号に該当し、無効とすべきである。

15

(5) 無効理由 5 (明確性要件違反)

本件特許の各請求項に記載された発明は不明確であり、特許法 36 条 6 項 2 号に規定する要件を満たしていないものであるから、それらの特許は、同法第 123 条第 1 項 4 号に該当し、無効とすべきものである。

20

4 第 1 次審決の理由等

第 1 次審決は、無効理由 1 ないし 5 のいずれも理由がなく、無効理由 1 ないし 5 によって本件特許を無効とすることはできないと判断した。

25

このうち、無効理由 4 (進歩性欠如) につき、第 1 次審決は、甲 1 の 1 に記載された発明は次の(1)ア及びイのとおりであると認定し (以下、後記(1)ア記載の発明を「甲 1 発明 1」という。)、本件訂正前発明 1 と甲 1 発明 1 との一致

点及び相違点は次の(2)アないしウのとおりであると認定し、このうち相違点1  
(後記(2)イ)における本件訂正前発明1に係る構成は、当業者が容易に想到し  
得るものとはいえず、相違点2について検討するまでもなく、本件訂正前発明  
1は、甲1発明1及び公知技術、技術常識ないし周知技術に基づいて、当業者  
5 が容易に発明をすることができたものであるとはいえないと判断した。(甲5  
0、51)

(1) 甲1の1に記載された発明

ア 甲1発明1

「治療用健康装置100であって、

10 治療機構260、265と、

タブレットコンピュータまたはスマートフォン190と、

前記治療機構260、265と接続された主データ処理装置200とを  
備え、

前記主データ処理装置200は、

15 外部計算装置と接続し、

プログラミング言語に類似するテキストベースの治療用健康装置の指  
示言語からなる治療プログラムまたはシーケンスであって、パスワードを  
用いてタグ付けされた治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算  
装置からパスワードを入力してダウンロードし、

20 前記治療用健康装置100を動作させるための前記治療プログラムま  
たはシーケンスを使用する、

治療用健康装置100。」

イ 甲1発明2

「タブレットコンピュータまたはスマートフォン190及び主データ処  
理装置200を備える治療用健康装置100を動作させるための方法で  
25 あって、

電子設備から外部計算装置へ、治療プログラムまたはシーケンスを転送するステップと、

前記外部計算装置と前記治療用健康装置 100 との間の接続を、前記外部計算装置によって、確立するステップと、

5 前記治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算装置から前記治療用健康装置 100 に、前記外部計算装置によって、転送するステップと、

前記治療プログラムまたはシーケンスを、前記治療用健康装置 100 の前記主データ処理装置 200 によって、使用するステップと、

を含む、方法。」

10 (2) 本件訂正前発明 1 と甲 1 発明 1 の対比

ア 一致点

「マッサージ装置であって、

マッサージ部と、

リモートコントローラと、

15 前記マッサージ部の運動を駆動するように機能する駆動部と、

前記駆動部と接続されたマイクロコントローラとを備え、

前記マイクロコントローラは、

外部装置と接続し、

20 前記マイクロコントローラによって実行可能なマッサージプログラムのプログラムコードを、前記外部装置から受信して、

一連のマッサージ動作を身体に施すために前記マッサージ部を介してマッサージプログラムを実行する

ように構成される、マッサージ装置。」

イ 相違点 1

25 駆動部と接続されたマイクロコントローラによる処理に関し、本件訂正前発明 1 は、マッサージプログラムのプログラムコードと、前記マッサー

5 ジプログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツとを、暗号化された形式で外部装置から受信して前記マッサージプログラムをメモリに保存し、前記外部装置から受信した前記マッサージプログラムと前記アイコンのグラフィカルコンテンツとを復号し、前記アイコンを前記  
10 リモートコントローラに保存させており、マッサージ部を介して実行される前記マッサージプログラムが「復号された」ものであるのに対し、甲1発明1は、マッサージプログラムのプログラムコードと、マッサージプログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツとを、暗号化された形式で前記外部装置から受信しているかは明らかでなく、マッサージプログラムをメモリに保存しているかも明らかでなく、外部装置から受信したマッサージプログラムとアイコンのグラフィカルコンテンツとを復号しているかも明らかでなく、アイコンをリモートコントローラに保存させているかも明らかでなく、したがって、マッサージ部を介して実行されるマッサージプログラムが「復号された」ものであるかも明らかでない  
15 点。

#### ウ 相違点2

マイクロコントローラに関し、本件訂正前発明1は、縮小命令セットコンピュータであるのに対し、甲1発明1は、縮小命令セットコンピュータであるかは明らかでない点。

### 20 5 前訴における取消事由と前訴判決の判断の概要

#### (1) 前訴における取消事由

##### ア 取消事由1

本件訂正前の請求項1の原文新規事項の判断の誤りないし理由不備（無効理由3関係）

##### 25 イ 取消事由2

本件訂正前の請求項14の原文新規事項の判断遺脱（無効理由3関係）

ウ 取消事由 3

本件訂正前発明 1 ないし 1 3 のサポート要件の判断の誤り（無効理由 1 関係）

エ 取消事由 4

5 本件訂正前発明 1 4 ないし 1 7 のサポート要件の理由不備（無効理由 1 関係）

オ 取消事由 5

明確性要件の判断の誤り（無効理由 5 関係）

カ 取消事由 6

10 実施可能要件の判断の誤り（無効理由 2 関係）

キ 取消事由 7

進歩性の判断の遺脱ないし審理不尽（無効理由 4 関係）

ク 取消事由 8

15 甲 2 及び甲 3 の記載事項から把握される技術の認定の誤り（無効理由 4 関係）

ケ 取消事由 9

相違点の判断の誤り（無効理由 4 関係）

## (2) 前訴判決の判断の概要

20 前訴判決は、取消事由 1 ないし 7（上記(1)アないしキ）は理由がないが、取消事由 8 及び 9 は理由があるから、第 1 次審決には取り消すべき違法があると判断した。

25 前訴判決は、甲 1 の 1 には、前記 4 (1)ア、イのと通りの甲 1 発明 1 及び甲 1 発明 2 が記載されていると認定し、本件訂正前発明 1 と甲 1 発明 1 との相違点は、前記 4 (2)イ、ウに記載の相違点 1 及び 2 のとおりであると認定した。その上で、前訴判決は、本件訂正前発明 1 は、甲 1 発明 1 並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、

甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、進歩性の要件を充足しないと判断した。

## 6 本件審決の判断の要旨

5 本件審決の判断の要旨は、別紙 2 「本件審決の判断の要旨」に記載のとおりである。

### (1) 甲 1 に記載された発明の認定

本件審決は、別紙 2 の 2 のとおり、甲 1 の 1 に次の発明（以下「甲 1 発明」という。）が記載されていると認定した。この甲 1 発明は、第 1 次審決及び前  
10 訴判決が認定した甲 1 発明 1 に相当するが、甲 1 発明 1（前記 4(1)ア）とは記載の異なる部分がある。

「治療用健康装置 1 0 0 であって、  
治療機構 2 6 0、2 6 5 と  
タブレットコンピュータまたはスマートフォン 1 9 0 と、  
15 前記治療機構 2 6 0、2 6 5 と接続された主データ処理装置 2 0 0 とを  
備え、

前記主データ処理装置 2 0 0 は、  
外部計算装置 1 7 0 と接続し、  
プログラミング言語に類似するテキストベースの治療用健康装置の指  
20 示言語からなる治療プログラムまたはシーケンスであって、パスワードを  
用いてタグ付けされた治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算  
装置 1 7 0 からダウンロードし、

前記治療用健康装置 1 0 0 を動作させるための前記治療プログラムま  
たはシーケンスを使用する、

25 治療用健康装置 1 0 0。」

（本件審決が認定した上記甲 1 発明は、第 1 次審決及び前訴判決が認定した

甲 1 発明 1（前記 4(1)ア）と比べると、第 1 次審決及び前訴判決が認定した甲 1 発明 1 では「外部計算装置」とされていたところが、上記甲 1 発明では「外部計算装置 170」とされている点、第 1 次審決及び前訴判決が認定した甲 1 発明 1 では「パスワードを用いてタグ付けされた治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算装置からパスワードを入力してダウンロードし、」とされていたところが、上記甲 1 発明では「パスワードを用いてタグ付けされた治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算装置 170 からダウンロードし、」とされている点が異なる。）

(2) 本件訂正発明 1 と甲 1 発明の対比

本件審決は、本件訂正発明 1 と甲 1 発明との一致点及び相違点を、別紙 2 の 3 のとおり認定した。

(3) 相違点についての容易想到性の判断及び効果の検討

本件審決は、本件訂正発明 1 と甲 1 発明との相違点についての容易想到性を別紙 2 の 4(1)、(2)のとおり判断し、本件訂正発明 1 の効果について別紙 2 の 4(3)のとおり判断した。

(4) 本件訂正発明 1 の進歩性に関する判断の結論

本件審決は、本件訂正発明 1 の進歩性に関する判断の結論について、別紙 2 の 5 のとおり判断した。

(5) 本件訂正発明 4 ないし 6、8 ないし 13 に関する判断

本件審決は、本件訂正発明 4 ないし 6、8 ないし 13 のそれぞれに関し、甲 1 発明との対比、相違点についての容易想到性、発明の効果、進歩性に関する判断の結論を、別紙 2 の 6(1)ないし(9)のとおり判断した。

7 原告の主張する取消事由

原告が主張する取消事由は、甲 1 の 1 に基づく本件訂正発明 1 の進歩性判断の誤りであり、具体的には以下のとおりである。

(1) 取消事由 1

甲 1 発明と本件訂正発明 1 との対比の誤り

ア 取消事由 1 (1)

「治療プログラムまたはシーケンス」の対比の誤り

イ 取消事由 1 (2)

5 「外部計算装置 1 7 0」の対比の誤り

(2) 取消事由 2

相違点 1 の判断の誤り

### 第 3 当事者の主張

1 取消事由 1 (1) (「治療プログラムまたはシーケンス」の対比の誤り) について

10 [原告の主張]

(1) 本件審決は対比において、「甲 1 発明の『治療プログラムまたはシーケンス』  
が『主データ処理装置 2 0 0』によって『使用』されることは、当該『治療  
プログラムまたはシーケンス』が『主データ処理装置 2 0 0』によって実行  
可能なものであると理解できることから、甲 1 発明の『主データ処理装置 2  
15 0 0』によって『使用』される『治療用健康装置 1 0 0 を動作させるための  
治療プログラムまたはシーケンス』と、本件訂正発明 1 の『縮小命令セット  
コンピュータである』『前記マイクロコントローラによって実行可能な』『マ  
ッサージプログラムのプログラムコード』とは、『マイクロコントローラによ  
って実行可能なマッサージプログラムのプログラムコード』である限りにお  
いて一致する。」と認定した (本件審決第 8 の 6 (3) ア (エ)、審決書 8 9 頁 7 ~  
20 1 5 行)。

しかし、甲 1 の 1 の記載によれば、「治療プログラム又はシーケンス」は、  
「プログラミング言語に類似したテキストベースの治療ウェルネスデバイスの  
コマンド言語を使用する」ことにより、ユーザーが「外部計算装置」で「構  
25 成」し、または、「治療用健康装置に命令する」ユーザーが「外部計算装置」  
で「定義」するものである。

したがって、甲1の1の「治療プログラム又はシーケンス」とは、「プログラミング言語」のソースコードで記述されるコンピュータプログラムではなく、一般に複数の工程からなる「治療」の計画（「治療用健康装置」の一連の操作）を指すというべきである（「プロのプログラマーではないユーザー」が「構成」するものは、「プログラミング言語」のソースコードで記述されるコンピュータプログラムではあり得ない。コンピュータプログラムを「定義」という表現は行われぬ。）。「治療プログラム」を「シーケンス」と言い換えていることも、このことを裏付けている。

他方、本件訂正発明1の「マッサージプログラムのプログラムコード」とは、正に「コード」と表現されているとおり、「プログラミング言語」のソースコードで記述されるコンピュータプログラムを指す。本件明細書に「マッサージプログラムのコードを機械が実行可能な形式に変換し」（段落【0031】）との記載があることも、このことを裏付けている。

「ソースコード」とは、人間がプログラミング言語で記述したテキストで、実行させるためには、コンパイラやアセンブラによって、機械（計算機＝コンピュータ）が直接理解でき実行可能な形式に、変換する必要があるテキストである。これは、変換後の「オブジェクトコード」とは異なる。また、「ソースコード」や「オブジェクトコード」と文言で明示されることなく、単に「コード」という場合は、「ソースコード」を指す（甲58、11）。

甲1発明の「治療プログラム又はシーケンス」は、本件訂正発明1の「マッサージプログラムのプログラムコード」とは、異なるものであり、本件審決の上記認定は誤りである。

- (2) 本件審決では、特許請求の範囲の減縮を目的とする本件訂正が認められ、本件訂正発明は、減縮後の特許請求の範囲に新たな要件が付加され発明の要旨が変更されたものとなった。したがって、訂正前の特許請求の範囲に基づく発明の要旨を前提にした取消判決の拘束力は遮断され、前訴判決の拘束力

は本件審決に及ばない。前訴判決の拘束力が本件審決に及ぶとした本件審決の判断は誤りである。

ただし、前訴判決の拘束力が及ぶとして本件審決が挙げた判示事項（別紙2の1）は、本件訂正によっても影響を受けない範囲における認定判断であって、本件審決は、この範囲に限って拘束力が及ぶと判断したと解する余地があるが、仮にそのように解したとしても、原告の主張は上記判示事項と無関係である。

以上のとおり、拘束力に関する被告の主張は失当である。

〔被告の主張〕

10 (1)ア 取消事由1についての原告主張は、本件訂正発明1と甲1発明との対比に認定判断の誤りがある、というものである。

ここで、進歩性の判断における本件発明と引用発明との対比は、本件発明と引用発明との間において「一致又は相当する事項」を明らかにするために行われるものであって、この対比の結果、「一致又は相当する事項」が、  
15 本件発明と引用発明との「一致点」として認定される。

すなわち、取消事由1についての原告主張は、対比の認定判断の誤りをいうことで、本件審決の認定した「一致点」の認定に誤りがある、とすることにつながる主張である。

しかしながら、「一致点」の認定に誤りがあることにつながる主張  
20 は、取消判決である前訴判決の拘束力により許されない。

本件審決が認定した「一致点」は、前訴判決が認定した「一致点」と完全に同じである。したがって、本件審決が認定した「一致点」は、正しく、前訴判決の拘束力に従ったものである。そして、「一致点」を導くために行われる対比においても、取消判決の拘束力が及び「一致点」が導かれるよう  
25 になされた本件審決の対比は、適切なものであり、誤りはない。

イ 取消事由1(1)における原告の主張は、本件審決の認定した「一致点」に

における「マッサージプログラムのプログラムコード」が一致点ではなく、本件審決の認定した「一致点」には「マッサージプログラムのプログラムコード」についての認定の誤りがある、とすることにつながる主張である。

5 5  
しかし、「マッサージプログラムのプログラムコード」が「一致点」であることには、取消判決の拘束力が及ぶ。したがって、拘束力に従って、「マッサージプログラムのプログラムコード」が「一致点」として認定されるように、甲1発明と本件訂正発明1との対比を行った本件審決は、適切なものであり、誤りはない。

10 ウ 本件特許の特許請求の範囲の記載について本件訂正がされているが、本件訂正によっても影響を受けない範囲における前訴判決の認定判断については拘束力が及ぶ。被告が取消事由1について主張している拘束力は、前訴判決における一致点の認定判断についてのものであり、この一致点は本件訂正の前後で同一であり、本件訂正によって影響を受けないから、拘束力は遮断されない。

15 仮に、拘束力が及ばないとしても、本件訂正後の審決取消訴訟において、上記一致点についての認定判断を原告が争うことは、訴訟上の信義則に反するから、それに対しては、拘束力に準ずる効力が認められるべきである。

20 (2) 甲1発明の「治療プログラム」に関し、甲1の1の段落[0071]等の記載によれば「治療」は「マッサージ」を含むものであるから、甲1発明の「治療プログラム」が「マッサージプログラム」に相当することは明らかである。そして、「治療プログラム」は、プログラムであるから、治療プログラムを記述したものは「プログラムコード」にほかならない。

25 原告は、本件訂正発明1の「マッサージプログラムのプログラムコード」における「コード」という用語に依拠して、本件訂正発明1の「マッサージプログラムのプログラムコード」は、プログラミング言語のソースコードで記述されるコンピュータプログラムを指す、とも主張する。

しかし、「コード」という用語は、プログラムに関して、ソースコード以外にも、オブジェクトコード、マイクロコードなどにも用いられる用語である（甲 8 の 4 9 1 頁右欄「②図CISCからRISCへ」）から、「プログラムコード」を、プログラミング言語のソースコードであると限定的に解釈する理由はない。

5

「プログラムコード」に関し、本件明細書の発明の詳細な説明を参酌すると、本件明細書の発明の詳細な説明の段落【0031】には「マッサージプログラムのコードを機械が実行可能な形式に変換し、次いで、マッサージプログラムコードとアイコンをそれぞれ、メモリ 136 とリモートコントローラ 150 に保存し得る。」（二重下線及び波線下線は本判決において付したものである。）と記載されている。この記載によれば、「プログラムコード」ないし「プログラムのコード」という用語は、「機械が実行可能な形式に変換される前のもの」（二重下線のプログラムのコード）を表現するために用いられているだけでなく、「機械が実行可能な形式に変換された後のもの」（波線下線のプログラムコード）を表現するためにも用いられている。

10

15

したがって、本件明細書の発明の詳細な説明を参酌すれば、本件訂正発明 1 の「プログラムコード」は、「機械が実行可能な形式に変換される前のもの」及び「機械が実行可能な形式に変換された後のもの」の双方を包含するものとして解釈するのが相当であり、「機械が実行可能な形式に変換される前のもの」（原告の主張によれば「ソースコード」）のみを指すわけではない。

20

上記の解釈は、技術常識からも裏付けられる。すなわち、技術常識を示す乙 1（IT用語辞典e-Words）によれば、「プログラムコード」又は「コード」とは、「人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータ」である。

25

- (3) 仮に、甲 1 発明の「治療プログラム又はシーケンス」が本件訂正発明 1 の「マッサージプログラムのプログラムコード」とは異なるものであるとして

も、その相違は微差にすぎず、甲1の「治療プログラム又はシーケンス」を、  
本件訂正発明1の「マッサージプログラムのプログラムコード」とすることは、  
単なる設計的事項にすぎないから、当業者が容易になし得たものであり、  
そのことにより、格別な効果を奏するものではないから、本件審決の結論に  
誤りはない。

## 2 取消事由1(2)（「外部計算装置170」の対比の誤り）について

〔原告の主張〕

(1)ア 本件審決は、「甲1発明の『タブレットコンピュータまたはスマートフォン190』は、リモートコントロールボックス160の代わりに治療用健康装置100を制御することが可能であるから、本件訂正発明1の『リモートコントローラ』に相当する」（以下、この認定を「認定A」という。）、  
「甲1発明の『外部計算装置170』は、治療プログラム又はシーケンスを治療用健康装置100に送信するものであるから、本件訂正発明1の『外部装置』に相当する」（以下、この認定を「認定B」という。）と、それぞれ認定した（本件審決第8の6(3)ア(ア)、審決書88頁27～33行）。

イ 認定Aの構成「190」に関し、甲1の1には、本件審決も引用しているとおり、以下の記載がある。

「As illustrated in FIG. 1, a therapeutic wellness device in data communication with either a local or remote external computing unit 170, 190 may be controlled from that unit in addition to or instead of a traditional handheld remote control box 160.」（日本語訳：図1に示すように、ローカルまたはリモートのいずれかの外部計算装置170、190とデータ通信する治療用健康装置は、従来の手持ちリモートコントロールボックス160に加えて、またはその代わりに、その外部計算装置から制御され得る。）（段落〔0047〕）

「Although control via an external computing unit 170 or 190 can

replace a hardwired handheld remote control box 160, the therapeutic wellness device may also be configured to accept commands from both control sources.」(日本語訳：外部計算装置170または190を介した制御は、ハードワイヤードの手持ちリモートコントロールボックス160を置き換えることができるが、治療用健康装置は、両方の制御ソースからのコマンドを受け入れるように構成することもできる。)(段落[0049])

5  
10  
15  
20  
25  
以上の記載によれば、認定Aのように、甲1の1の構成「190」を本件訂正発明1の「リモートコントローラ」に相当すると認定するのであれば、「治療用健康装置」と「データ通信」して「治療用健康装置」を「制御」する構成として構成「190」と並列に掲げられている構成「170」についても、本件訂正発明1の「リモートコントローラ」に相当すると認定されるべきである。

ウ 上記の点に留意しつつ、認定Bについてみるに、甲1の1で、「治療プログラム又はシーケンス」を「治療用健康装置100に送信」することに関しては、本件審決も引用するとおり、以下の記載がある。

「Programs or sequences of therapeutic wellness device commands for various therapies, such as massage and related activities and configurations, can be defined and used in connection with the external computing unit, which programs or sequences may then be either used by the external computing unit to sequentially command the therapeutic wellness device to assume the various activities and configurations or downloaded to the therapeutic wellness device all at once for later execution by the therapeutic wellness device, or by other therapeutic wellness devices.」(日本語訳：マッサージや関連する活動や構成など、さまざまな治療のための治療用健康装置コマンドのプログラムまたはシーケンスが定義され、外部計算装置に関連付けて使用される。このプログラ

ムまたはシーケンスは、さまざまな活動や構成を治療用健康装置に順次指令するために外部計算装置によって使用されてもよいし、その治療用健康装置又は他の治療用健康装置による事後的な実行のために一度にその治療用健康装置にダウンロードされてもよい。）（段落 [0071]）

5 「Programs or sequences of therapeutic wellness device commands may be downloaded to the external computing unit or directly to the therapeutic wellness device from remote locations.”（日本語訳：プログラムまたは治療用健康装置コマンドのシーケンスは、外部計算装置にダウンロードすることも、遠隔地から治療用健康装置に直接ダウンロードする  
10 こともできる。）（段落 [0072]）

以上の記載によれば、「治療プログラム又はシーケンス」は、「外部計算装置」及び「治療用健康装置」以外の場所（「遠隔地」）からダウンロードされるものであり、かつ、「外部計算装置」が使用するために「外部計算装置にダウンロード」されるか、または「一度に」「治療用健康装置に直接ダウンロード」されるものである。  
15

このように、甲1の1では、「外部計算装置」から「治療用健康装置に」、「治療プログラム又はシーケンス」が「ダウンロード」される訳ではない。

したがって、「甲1発明の『外部計算装置170』は、治療プログラム又はシーケンスを治療用健康装置100に送信するもの」（認定B）ではない。  
20 すなわち、甲1発明の「外部計算装置170」は、本件訂正発明1の「外部装置」には相当しない。

(2) 前訴判決の甲1発明1の認定に照らしても、前記(1)アの対比は正しくない。

前訴判決は、甲1の1には、第1次審決が認定したとおり甲1発明1が記載されている、と認定した（前訴判決82頁）。

25 そこで、第1次審決が甲1発明1を認定した根拠の記載と、本件審決が甲1発明を認定した根拠の記載を比較すると、本件審決では、第1次審決の記

載に加筆がされている。

また、甲 1 発明 1 の認定と、甲 1 発明の認定を比較すると、甲 1 発明 1 の「外部計算装置」が、甲 1 発明では「外部計算装置 1 7 0」となっている。

5 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

前訴判決の拘束力が本件審決に及ぶか否かにかかわらず、本件審決の上述の不合理な認定判断は、審決の結論に影響を及ぼすものであるから、本件審決は取り消されるべきである。

15 (3) 前訴判決の拘束力に関する被告の主張に対する反論は、前記 1 [原告の主張] (2)と同じである。

[被告の主張]

20 (1) 取消事由 1 (2)に関する原告の主張は、本件審決の認定した「一致点」における「外部装置」が一致点ではなく、本件審決の認定した「一致点」には「外部装置」についての認定の誤りがある、とすることにつながる主張である。

しかし、「外部装置」が「一致点」であることには、取消判決の拘束力が及ぶ。したがって、拘束力に従って、「外部装置」が「一致点」として認定されるように、甲 1 発明と本件訂正発明 1 との対比を行った本件審決は、適切なものであり、誤りはない。

25 (2) 前訴判決の甲 1 発明 1 の認定においては「外部計算装置」と認定されているのに対して、本件審決の甲 1 発明では「外部計算装置 1 7 0」と認定され

ており、「外部計算装置」に「170」が付加されている。

これは、「外部計算装置」が、前訴判決が認定した甲1発明1に含まれる「タブレットコンピュータまたはスマートフォン190」とは別の「外部計算装置170」であることを、前訴判決が認定した甲1発明1及び甲1の1の記載に即して、確認的に明らかにしたものにすぎず、前訴判決の拘束力に従った適切なものである。

すなわち、前訴判決が認定した甲1発明1では、「外部計算装置」とは別に、「タブレットコンピュータまたはスマートフォン190」が認定されている。つまり、前訴判決が認定した甲1発明1では、「外部計算装置」と「タブレットコンピュータまたはスマートフォン190」とが、それぞれ別々に認定されており、そのことについても拘束力が及ぶ。そして、前訴判決が認定した甲1の1には、「外部計算装置170、190」（段落[0047]）、「その外部計算装置」（同段落）、「外部計算装置170」（段落[0029]）といった記載がある。甲1の1において、190とは別の外部計算装置は、「外部計算装置170」にほかならない。

(3) 仮に、甲1発明の「外部計算装置170」が、本件訂正発明1の「外部装置」に相当しないとしても本件審決の一致点に誤りはない。

すなわち、甲1の1の段落[0072]には、遠隔地（ウェブサイトや電子設備）から治療プログラム又はシーケンスを治療用健康装置100にダウンロードすることが記載されており（審決書59頁）、この遠隔地（ウェブサイトや電子設備）が、治療プログラム又はシーケンスを治療健康装置100に送信していることは明らかであるから、遠隔地も、本件訂正発明1の「外部装置」に相当する。

したがって、甲1発明の「遠隔地」も、本件訂正発明1の「外部装置」に相当するから、結局、本件審決の認定した一致点に誤りはなく、本件審決の結論に誤りはない。仮に、一致点に誤りがあるとしても、微差にすぎず、当

業者が容易になし得たものであり、そのことにより、格別な効果を奏するものではないから、結局、本件審決の結論に誤りはない。

### 3 取消事由 2（相違点 1 の判断の誤り）について

〔原告の主張〕

- 5 (1)ア 甲 1 の 1 の「**Internal Apparatus of Therapeutic Wellness Device**」（治療用健康装置の内部装置）に関する段落 [0038] 及び [0040] の記載によれば、以下のことが明らかである。
- (ア) 甲 1 の 1 には、「治療用健康装置」が、「主データ処理装置 200」と、「主データ処理装置 200」と通信可能に接続された「通信装置 210、  
10 215、220 および 225」と、を備える構成が開示されていること。
- (イ) 特に「通信装置 210、215」は、「外部計算装置」からデータを受信すること。
- (ウ) 「通信装置 210、215、220、及び 225」は、「主データ処理装置 200 とは別個に設計および／または実装」されるものであること。
- 15 (エ) 「主データ処理装置 200」は、「既存の治療用ウェルネスデバイス」に備えられていたこと。
- (オ) 「通信装置 210、215、220、及び 225」により、「ハードワイヤードのリモートコントロールボックスで機能するように設計」された「既存の治療用ウェルネスデバイス」を「効果的に使用」できること。
- 20 イ また、甲 1 の 1 の「**Device Commanding, and Mimicking of Existing Therapeutic Wellness Device Signaling**」（デバイスのコマンド、および既存の治療用健康装置シグナリングの模倣）に関する段落 [0042] 及び [0043] の記載によれば、以下のことが明らかである。
- (ア) 甲 1 の 1 には、「外部計算装置」が「データ通信リンクを介して」、「治療用健康装置」に「コマンドを渡すことにより、治療用健康装置を制御」  
25 することが開示されていること。

(イ) 「処理装置の内部プロセッサアーキテクチャ」である「個々のマイクロコントローラ」の「命令」は「低レベルの基本コマンド」であること。

5 (ウ) 「外部計算装置」による上記の「制御」により、「個々のマイクロコントローラ」の「低レベルの基本コマンド」に比して「より高いレベルまたは『マクロ』コマンドを治療用健康装置の処理装置に渡すことができ、それにより単一のコマンドが治療用健康装置に比較的複雑な操作または一連の操作を実行させることができる」こと。

10 (エ) 「有線リモートコントロールボックスで使用するよう設計およびプログラムされた治療用健康装置」において、「データリンク用の通信処理装置」を組み込むことにより、「データ通信リンクで高レベルのコマンドアプローチ」を使用できるようになり、その結果、「有線リモートコントロールボックスに通常は配線されていない又は関連付けられていない高レベルのコマンドを渡すことができ、あるいは、リモートコントロールボックスの個々のボタンを押して実際に生成できるものを超えた高レベルの『ボタンシミュレーション』コマンドの組み合わせ又はシーケンスを渡すことができる」こと。

ウ 上記ア及びイの記載事項をまとめると、以下のことが明らかである。

すなわち、甲1発明は、「既存の」「治療用健康装置」を、「外部計算装置」から「より高いレベル」のコマンドを受信することができるように、改善するものである。すなわち、「有線リモートコントロールボックスで使用するよう設計およびプログラムされた」「既存の」「治療用健康装置」において「低レベルの基本コマンド」を担っていた「主データ処理装置200」に、「外部計算装置」と通信する「データリンク用の通信処理装置」を通信可能に設けることにより、「外部計算装置」から「主データ処理装置200」に、「より高いレベル」のコマンドを「渡す」ことができる。その結果、「有線リモートコントロールボックスに通常は配線されていない又は関連付

けられていない高レベルのコマンドを渡すことができ、あるいは、リモートコントロールボックスの個々のボタンを押して実際に生成できるものを超えた高レベルの『ボタンシミュレーション』コマンドの組み合わせ又はシーケンスを渡すことができる」。

5           ここでいう「外部計算装置」は、本件審決の甲1発明と本件訂正発明1との対比において、本件訂正発明1の「外部装置」に相当するとされた、甲1の1の「外部計算装置170」である。

          以上を踏まえて、本件訂正発明1と甲1発明（甲1の1に記載の技術）との、本件審決では認定されていない相違点について述べると、以下のとおりである。

10

          甲1の1では、元々「既存の」「治療用健康装置」において使用できるよう設計されていた「低レベルの基本コマンド」に関しては、「有線リモートコントロールボックス」（FIG. 1では「160」）のボタン操作で行われる。一方、「より高いレベル」のコマンド（高レベルの「ボタンシミュレーション」コマンドの組み合わせ又はシーケンス）に関しては、「データ通信リンクで高レベルのコマンドアプローチ」により、「外部計算装置」を用いて、あたかも「有線リモートコントロールボックス」で複数のコマンドを組み合わせた操作を行っているかのようにすること（「有線リモートコントロールボックス」は実際には用いないこと）が、甲1の1に記載の技術の特徴である。すなわち、甲1の1に記載の技術は、「既存の」「治療用健康装置」に、「より高いレベル」の新しいマッサージプログラムの追加・更新を行うものではないし、「有線リモートコントロールボックス」による「より高いレベル」のコマンドのボタン操作を可能とするものでもない。

15

20

          これに対し、本件訂正発明1では、「最初から利用可能なマッサージプログラム」（甲1の1の「低レベルの基本コマンド」は、こちらに対応する。）のみならず、「外部装置から前記マッサージ装置に読み込まれるマッサー

25

ジプログラム」(甲1の1の「より高いレベル」のコマンドは、こちらに対応する。)も、実際に「マッサージ装置」の「リモートコントローラ」を用いて行われる。

前記のような甲1発明においては、「低レベルの基本コマンド」に対応する(コンピュータ)プログラムは、(甲1の1に記載はないものの)「治療用健康装置」の「主データ処理装置200」のメモリに記録(保存)されるかもしれない。しかし、「より高いレベル」のコマンドは、「外部計算装置」から「治療用健康装置」の「主データ処理装置200」に「渡す」のであるから、「より高いレベル」のコマンドに対応する(コンピュータ)プログラムは、(「外部計算装置」のメモリには記録されているかもしれないが)「治療用健康装置」の「主データ処理装置200」のメモリには、記録する必要はない。実際、「より高いレベル」のコマンドに対応する(コンピュータ)プログラムが、「治療用健康装置」の「主データ処理装置200」のメモリに記録されていることについては、甲1の1には記載がない。

加えて、「より高いレベル」のコマンドに対応する(コンピュータ)プログラムを、「治療用健康装置」の「主データ処理装置200」のメモリに記録するという実施態様では、「外部計算装置」から「治療用健康装置」の「主データ処理装置200」に「渡す」必要はないのであるから、そのような実施態様の構成は甲1発明の構成とは異なるし、甲1の1に接した当業者が、そのような実施態様の構成を採用するよう動機付けされることもない。

以上より、「マッサージ装置」の「マイクロコントローラ」が、「最初から利用可能なマッサージプログラム(注:「低レベルの基本コマンド」に対応する。)を保存する第1のメモリ」に加えて、「外部装置から前記マッサージ装置に読み込まれるマッサージプログラム(注:「より高いレベル」のコマンドに対応する。)を保存する第2のメモリ」を備える構成が、「当業者であれば適宜なし得た設計的事項にすぎない」とした本件審決の判断に

は、前記ア及びイの記載事項を看過した誤りがある。

(2) 前訴判決の拘束力が本件審決に及ばないことは、前記1〔原告の主張〕(2)のとおりである。

5 また、仮に、本件審決が述べる範囲で拘束力が及んだとしても、本件訂正発明1の「第2のメモリ」の構成に関して当該拘束力が及ばないことは、取消事由1(1)について前記1〔原告の主張〕(2)のとおり指摘したのと同様である。

いずれにせよ、前訴判決の拘束力を理由とする被告の主張は失当である。

〔被告の主張〕

10 (1) 取消事由2に関する原告の主張には、本件訂正発明1における「第1のメモリ」の構成（最初から利用可能なマッサージプログラムを保存する第1のメモリ）及び「第2のメモリ」の構成（外部装置から前記マッサージ装置に読み込まれるマッサージプログラムを保存する第2のメモリ）の二つの構成が含まれている。

15 このうち、まず、第1のメモリの構成は、実質的な相違点ではない。第1のメモリの構成に関して、本件審決は、甲1の1の段落〔0038〕及び〔0043〕の記載を根拠に、「プログラムを保存する第1のメモリも甲1の1に記載されているといえる。」（審決書93頁）としており、第1のメモリの構成については、実質的な相違点ではない旨の認定判断をしている。そして、  
20 甲1の1の上記各段落の記載に照らして、上記認定判断に誤りはない。原告も、第1のメモリの構成自体が、実質的な相違点であるとは主張していない。

25 第2のメモリの構成のうち「を保存する・・・メモリ」に関して、一致点に係る「外部装置からマッサージ装置に読み込まれるマッサージプログラム」を、「メモリに保存する」ことは、プログラムがマッサージ装置に読み込まれた時点で当然に行われていることであるから、拘束力が及ぶ一致点に係るマッサージ装置においても、当然実行しているものである。したがって、第2

のメモリの構成のうち「第2の」を除く部分は、「実質的な相違点ではない」とされるべきものである。

5 以上によると、第1、第2のメモリの構成のうち、「第2の」部分を除いた構成は、実質的な相違点ではない。そうすると、実質的な相違点といえるのは、第1、第2のメモリの構成のうち、単に、「第2の」部分だけである。

2種類のプログラムを「第1のメモリ」と「第2のメモリ」に保存し分けることに関し、本件審決は、「当業者であれば適宜なし得た設計的事項にすぎない」と判断しているところ（審決書93頁）、本件審決のいうように、保存する内容に応じて適宜メモリを分けて用いることは慣用手段であり、そのことにより、格別な効果を奏するものではないから、本件審決の上記判断に誤りはない。

(2) 原告は、取消事由2に関し、本件審決の判断には、前記〔原告の主張〕(1)ア、イの記載事項を看過した誤りがあると主張する。

15 しかし、原告の主張は、2種類のプログラムを「第1のメモリ」と「第2のメモリ」に保存し分ける点についてのものではなく、もっぱら、2種類のプログラムのレベルが「低レベルの基本コマンド」であるか「より高いレベルのコマンド」であるかに関するものである。

そもそも、プログラムの「レベル」は、本件訂正発明1において特定されておらず、原告の主張は、特許請求の範囲の記載に基づかないものである。

20 また、取消事由2に関する原告の主張の実質は、「ダウンロードしたプログラムをメモリに保存することは、通常行う事項であり、甲1発明1についても当然実行しているものと認められる」との前訴判決の「甲1発明1」の認定判断（前訴判決90頁）を争うものであり、前訴判決の拘束力に反する。

25 このように、2種類のプログラムのレベルについての原告の主張は、実質的な相違点でない事項についてのもの、又は拘束力に反したものであって、判断の蒸し返しである。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 本件訂正発明の技術的意義等

###### (1) 特許請求の範囲

本件訂正後の本件特許に係る特許請求の範囲は、前記第2の2のとおりである。

###### (2) 本件明細書等の記載

本件明細書等の記載は、別紙1特許公報の【発明の詳細な説明】の箇所に記載のとおりである。

###### (3) 本件訂正発明の技術的意義

上記(1)の特許請求の範囲及び上記(2)の本件明細書等の記載によれば、本件訂正発明の技術的意義は、次のとおりであると認められる。

ア 既存のマッサージ装置は、通常、変更できない一連の所定のマッサージプログラムを含み、そのためマッサージ装置を柔軟に使用することができず、マッサージの効果を限定してしまうことがある。本件訂正発明は、上記の「通常、変更できない一連の所定のマッサージプログラムを含み、そのためマッサージ装置を柔軟に使用することができず、マッサージの効果を限定してしまう」という問題を解決し、改善されたマッサージ体験を提供できる「マッサージ装置」によって課題を解決しようとするものである。

(段落【0002】及び【0003】)

イ 本件訂正発明は、上記の課題を解決する手段として、

「マッサージ装置は、マッサージ部と、マッサージ部の運動を駆動するように機能する駆動部と、駆動部と接続されたマイクロコントローラとを含む。マイクロコントローラは、外部装置と接続し、外部装置からマッサージプログラムのプログラムコードを受信してマッサージプログラムをメモリに保存し、一連のマッサージの動作を身体に施すためにマッサージ部を介してマッサージプログラムを実行するように構成される」(段落【00

04】) こと、「マッサージ装置はさらに、マッサージ装置で利用可能なマ  
ッサージプログラムと関連付けられた1つまたは複数のアイコンを表示  
するように機能するリモートコントローラを含む」(段落【0005】) こ  
と、「マイクロコントローラ130は典型的な例として、32ビットの縮小  
命令セットコンピューティング (RISC) マイクロコントローラであり  
5 得る」(段落【0016】) こと、「メモリ134は、マッサージ装置106  
で最初から利用可能なマッサージプログラムIMPのプリセットプログ  
ラミングコードを保存し得る」及び「別のメモリ136は、ユーザにより  
外部装置からマッサージ装置106に読み込まれるマッサージプログラ  
ムDMPのプログラミングコードを保存し得る」(段落【0017】) こと、  
10 「リモートコントローラ150のマイクロコントローラ154は、マッサ  
ージプログラムIMPとDMPと関連付けられているグラフィカルアイ  
コンを保存する内部メモリ156を含み得る」(段落【0019】) こと、  
「マッサージ装置106は、1つのマッサージプログラムのプログラムコ  
ードとそれに関連付けられたアイコンのグラフィカルデータを含む、1つ  
15 または複数の暗号化されたファイルを受信し得る」(段落【0030】) こ  
と、「マイクロコントローラ130は、マッサージプログラムコードとグラ  
フィカルアイコン (アイコンはビットマップファイルとして定義し得る)  
を復元するためにファイルを復号し、マッサージプログラムのコードを機  
20 械が実行可能な形式に変換し、次いでマッサージプログラムコードとアイ  
コンをそれぞれ、メモリ136とリモートコントローラ150に保存し得  
る」(段落【0031】) こと、「リモートコントローラ150のグラフィカ  
ルユーザインターフェースはこのようにして、ダウンロード済みマッサ  
ージプログラムと関連付けられたアイコンを表示するように更新され得る」  
25 (段落【0031】) こと、「起動信号に応じてマイクロコントローラ13  
0は、一連のマッサージ動作をユーザの身体に施すため、マッサージ部1

20を介して新しいマッサージプログラムを実行し得る」(段落【0032】) こととした。

ウ そして、当該「マッサージ装置」は、「新しいマッサージプログラムをダウンロードし、マッサージ装置のリモートコントローラのグラフィカルユーザインターフェースの更新を実行し、マッサージ装置で新しくダウンロードされたマッサージプログラムを実行するためにリモートコントローラまたは外部装置を使用する能力を含む」ものとなり、「より柔軟な仕方で使用することができ、ユーザはマッサージ装置の強化されたマッサージ体験を楽しむことができる」という効果を奏するものとなった(段落【0034】)。

## 2 甲1発明について

(1) 甲1の1(米国特許出願公開第2011/0055720号明細書)には別紙3のと通りの記載がある。

(2)ア 本件審決は、甲1の1に甲1発明が記載されていると認定した(前記第2の6、別紙2の2)。

本件審決が認定した甲1発明には、

「前記主データ処理装置200は、

外部計算装置170と接続し、

プログラミング言語に類似するテキストベースの治療用健康装置の指示言語からなる治療プログラムまたはシーケンスであって、パスワードを用いてタグ付けされた治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算装置170からダウンロードし、」との記載がある。

甲1の1の段落[0047]には、「図1に示すように、ローカルまたはリモートのいずれかの外部計算装置170、190とデータ通信する治療用健康装置は、従来の手持ちリモートコントロールボックス160に加えて、またはその代わりに、その外部計算装置から制御され得る。そのよう

な外部計算装置は、あらゆる種類の計算装置を含むことができる。それは、例えば、適切なソフトウェアがロードされた汎用コンピュータを含み、キーボード 175、マウス 176、または音声認識装置 174 などのユーザーインターフェースデバイスによって操作されて、治療用健康装置のモードを設定したり、コマンドを発行したりできる。・・・それは、他の種類の計算装置をも含み得るものであり、例えば、パーソナルコンピュータまたはビデオゲームコンソール 170、またはスマートフォン、パーソナルデジタルアシスタント(PDA)、ポータブル、ラップトップまたはタブレットコンピュータ、デジタルメディアプレーヤー、メディアリーダー、パーソナルデジタルアシスタント、プログラム可能なワイヤレスリモートコントロール、または同様の手持ちデバイスまたはモバイルデバイス 190 である。」との記載があり（甲 1 の 1 の記載については別紙 3 参照。以下、甲 1 の 1 の記載を引用するものについて同じ。）、甲 1 の 1 において「外部計算装置」には「外部計算装置 170」以外のものも含まれるとされており、

「外部計算装置」と「外部計算装置 170」とは異なる概念であるといえる。

本件審決は、甲 1 の 1 の段落 [0073] 及び [0038] の記載から、「主データ処理装置 200 は外部計算装置 170 と接続し、治療プログラムまたはシーケンスをダウンロードし、治療用健康装置 100 を動作させるためのプログラムまたはシーケンスを使用しているといえる。」と判断し（本件審決第 8 の 6 (2) ア (イ) c）、段落 [0038]、[0040] 及び [0072] の記載から、「電子設備から外部計算装置 170 に治療プログラムまたはシーケンスを転送し、外部計算装置 170 と治療用健康装置 100 との間の接続を外部計算装置 170 によって確立し、治療プログラムまたはシーケンスを外部計算装置 170 から治療用健康装置 100 に外部計算装置 170 によって転送しているといえる。」と判断した（本件審決第 8

の6(2)ア(i)d、審決書59頁)。

しかし、別紙3の上記各段落を参照しても、そのいずれにも、「外部計算装置」を「外部計算装置170」に限るものとするをうかがわせる記載はなく、かつ、治療プログラム又はシーケンスを「外部計算装置170」からダウンロードすることをうかがわせる記載もない。

甲1の1において、治療プログラム又はシーケンスがどこから治療用健康装置にダウンロードされるかについてみれば、甲1の1の段落[0029]には、「図1に示す本発明の一実施形態は、治療用健康装置100を備え、治療用健康装置100は、・・・接続できる装置を備え、接続できる装置は、例えば有線接続102を介してパーソナルコンピュータなどの外部計算装置170に接続でき、有線接続104を介してLAN・携帯電話ネットワーク・インターネットなどのパブリック又はプライベートローカル又はワイドエリアデータネットワーク180に接続でき、又はタブレットコンピュータ又はスマートフォン190などの無線トランシーバを含むデバイスへの無線接続を介して接続できる。」との記載があり、この記載には、治療用健康装置がインターネットなどのネットワーク180に接続できるものであることが記載されている。

甲1の1の段落[0071]には、「マッサージや関連する活動や構成など、さまざまな治療のための治療用健康装置コマンドのプログラムまたはシーケンスが定義され、外部計算装置に関連付けて使用される。このプログラムまたはシーケンスは、さまざまな活動や構成を治療用健康装置に順次指令するために外部計算装置によって使用されてもよいし、その治療用健康装置又は他の治療用健康装置による事後的な実行のために一度にその治療用健康装置にダウンロードされてもよい。そのような治療プログラムまたはシーケンスは、外部計算装置で構成または定義することができる。」との記載があり、この記載には、治療プログラム又はシーケンスが治

療用健康装置にダウンロードされてもよいものであることが記載されている。

5 甲1の1の段落[0072]には、「プログラムまたは治療用健康装置コマンドのシーケンスは、外部計算装置にダウンロードすることも、遠隔地から治療用健康装置に直接ダウンロードすることもできる。それらは、ユーザーの要求によって『プル』される場合と、遠隔地から発信された送信で『プッシュ』される場合がある。遠隔地には、治療用健康装置の製造業者や販売業者、またはサードパーティの治療プログラムの開発者やプロバイダーによって管理されているWebサイトや電子設備が含まれてもよい。」との記載があり、この記載には、「遠隔地」にはウェブサイトや電子設備が含まれてもよいことが記載されている。そして、遠隔地のウェブサイトや電子設備は、実体としては、サーバなどの装置であるといえる。

10 以上を総合すると、甲1の1には、インターネットなどを介して、遠隔地のサーバなどの装置から「治療プログラムまたはシーケンス」を直接治療用健康装置にダウンロードすることが記載されていると認められる。

この遠隔地のサーバなどの装置は、治療用健康装置の外部に位置する装置であり、また、計算装置であることは明らかであるから、甲1の1には、治療プログラム又はシーケンスを「外部計算装置」からダウンロードすることが記載されていると認定することが相当である。

20 なお、甲1の1において、段落[0047]には「ローカルまたはリモートのいずれかの外部計算装置170、190とデータ通信する治療用健康装置は、従来の手持ちリモートコントロールボックス160に加えて、またはその代わりに、その外部計算装置から制御され得る。そのような外部計算装置は、あらゆる種類の計算装置を含むことができる。」と、リモートを含むあらゆる種類の計算装置を、外部計算装置となし得ることが記載されていることから、甲1の1によれば、遠隔地のサーバなどの装置も外

部計算装置の一種である。

そうすると、甲 1 の 1 に記載された発明の認定としては、本件審決が甲 1 発明において認定したように「外部計算装置 1 7 0」としてではなく、「外部計算装置」として認定するのが相当である。

5 イ 本件審決が認定した甲 1 発明のその余の内容については、甲 1 の 1 の記載内容によれば、その認定は相当と認められる。

10 なお、第 1 次審決及び前訴判決が認定した甲 1 発明 1（前記第 2 の 4 (1) ア）では、甲 1 の 1 の [0 0 7 3] の「患者はウェブサイトアクセスし（1 5 2 0）、コードまたはパスワードを入力し（1 5 2 2）、治療プログラムまたはシーケンスをダウンロードし（1 5 2 4）、プログラムまたはシーケンスを使用して（1 5 2 6）、治療用健康装置を操作する。」との記載に基づき、「パスワードを用いてタグ付けされた治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算装置からパスワードを入力してダウンロードし、」  
15 と認定し、ダウンロードについて、「パスワードを入力して」との文言が付されていた。しかし、本件訂正発明 1 と対比して一致点及び相違点を抽出し、本件訂正発明 1 の進歩性を判断するための前提として甲 1 の 1 に記載された発明を認定するに当たり、ダウンロードに際してパスワードを入力することが意味を有するとは認められないから、「パスワードを入力して」との文言を付す必要はないものと認められる（本件審決が認定した甲 1 発明（前記第 2 の 6）においても、「パスワードを入力して」との文言は含まれていない。）。

20 ウ 以上によれば、甲 1 の 1 に記載された発明として次のとおり認定することが相当である（以下、甲 1 の 1 に記載された発明として次のとおり認定する発明を「甲 1' 発明」という）。

25 「治療用健康装置 1 0 0 であって、  
治療機構 2 6 0、2 6 5 と

タブレットコンピュータまたはスマートフォン190と、  
前記治療機構260、265と接続された主データ処理装置200とを  
備え、

前記主データ処理装置200は、

5 外部計算装置と接続し、

プログラミング言語に類似するテキストベースの治療用健康装置の指  
示言語からなる治療プログラムまたはシーケンスであって、パスワードを  
用いてタグ付けされた治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算  
装置からダウンロードし、

10 前記治療用健康装置100を動作させるための前記治療プログラムま  
たはシーケンスを使用する、

治療用健康装置100。」

3 取消事由1(1)（「治療プログラムまたはシーケンス」の対比の誤り）について

15 (1) 本件審決は、本件訂正発明1と甲1発明との一致点は別紙2の3(1)記載の  
とおりであり、相違点は同(2)記載の相違点1（以下「相違点1」という。）及  
び同(3)記載の相違点2（以下「相違点2」という。）であると認定した。

20 そして、本件審決は、上記一致点及び相違点を認定するに当たり、本件訂  
正発明1と甲1発明を対比しているが（審決書88～89頁）、その対比の中  
で、甲1発明の「プログラミング言語に類似するテキストベースの治療用健  
康装置の指示言語からなる治療プログラムまたはシーケンス」は、本件訂正  
発明1の「マッサージプログラムのプログラムコード」に相当すると判断し  
た（本件審決第8の6(3)ア(ア)、審決書88頁23～25行）。

25 この点につき、原告は、前記第3の1〔原告の主張〕(1)のとおり、甲1発  
明の「治療プログラムまたはシーケンス」は、本件訂正発明1の「マッサー  
ジプログラムのプログラムコード」とは異なるものであり、本件審決の上記  
対比における認定判断は誤りであると主張する。

(2) 原告は、前記第3の1〔原告の主張〕(1)のとおり、本件訂正発明1の「マッサージプログラムのプログラムコード」は、「プログラミング言語」のソースコードで記述されるコンピュータプログラムを指す、と主張する。

5 甲58（電気電子用語大事典）には、「ソースコード」について、「特定のプログラミング言語で書かれたプログラムのこと。これがコンパイラによって翻訳されて目的コード(object code)となる。ソースコードを含んでいるファイルソースファイル(source file)という。ソースコードファイルを原始のファイルとして、これからプログラムの実行可能なバージョン(version)が作られるという意味でソースコードと叫んでいる。単にコードということもある。」との説明が記載されている。甲58は、「目的コード」については、「コンパイラやアセンブラにより作り出されたコードで、計算機がそれを実行できるもの。目的言語ともいう。」と説明している。

10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000

また、甲11（ASCII.jpデジタル用語辞典のウェブページの記載）には、「機械語」について、「CPUが直接理解、実行できる言語のこと。マシン語ともいう。機械語は、0と1の羅列で表現されるため、人間には理解しにくい。機械語でのプログラミングは、アセンブリ言語という、機械語の命令と一対一になった言語を使う。ソフトウェアの開発には、CやJavaといった、人間が使う言葉に近いプログラミング言語が使われることが多く、こうしたプログラミング言語で記述されたソースコードは、コンパイラやインタープリターを使って、機械語に翻訳される。」との説明が記載されている。

他方、乙1（IT用語辞典e-wordsのウェブページの記載）には、「プログラムコード」の項目に、「ソフトウェアの分野では、人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータなどをコードということが多。このうち、人間が理解したり記述・編集しやすいプログラミング言語やマークアップ言語などを用いて記述されたものを『ソースコード』(source code)、コンピュータの処理装置(CPU/MPU)が直に

解釈できる機械語などの形式に変換されたものを『オブジェクトコード』(object code)『実行可能コード』(executable code)という。」との記載がある。

5 以上の文献等の記載によれば、ソースコードとは、人間が使う言葉に近いプログラミング言語で記述されたものであり、コンパイラやアセンブラによって計算機が実行できる目的コード(オブジェクトコード、実行可能コード)に変換されるものであるといえるが、プログラムコードがソースコードを意味するとまではいえない。上記のとおり、甲58には、ソースコードをコードと称することがある旨の記載はあるものの、コードといえは専らソースコードを意味するとは認められない。むしろ、甲58の「目的コード」の項目には、「コンパイラやアセンブラにより作り出されたコードで」との記載があり、目的コードであっても「コード」と称していることが窺われ、コードが必ずしもソースコードを意味するものではないといえる。

10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000

また、乙1の上記記載によれば、ソースコードは、オブジェクトコードなどとともに、「プログラムコード」のうちの一つであると理解でき、プログラムコードが専らソースコードを意味するものであると理解することもできない。むしろ、乙1の「プログラムコード」の項目における記載の中に、「ソフトウェアの分野では、人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータなどをコードということが多い。」との記載があることに照らせば、当業者は、特に限定がなければ、「プログラムコード」とは、「人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータなど」を意味するものと理解するといえる。

そして、本件訂正発明1の発明特定事項は、「プログラムコード」がソースコードであることを特定するものではないし、その他、プログラムコードが具体的にどのような形式のものであるかを特定しているとも認められない。

本件明細書等を参照しても、段落【0031】には、「マイクロコントロー

ラ 130 は、マッサージプログラムコードとグラフィカルアイコン（アイコンはビットマップファイルとして定義し得る）を復元するためにファイルを復号し、マッサージプログラムのコードを機械が実行可能な形式に変換し、次いでマッサージプログラムコードとアイコンをそれぞれ、メモリ 136 とリモートコントローラ 150 に保存し得る。」と記載されており（別紙 1 特許公報の【発明の詳細な説明】、前記 1(3)イ)、「マッサージプログラムのコード」あるいは「マッサージプログラムコード」の語を、機械が実行可能な形式に変換する前のものとしても、変換した後のメモリに保存するものとしても用いているといえるから、本件訂正発明 1 の「プログラムコード」を機械が実行可能な形式に変換される前の「ソースコード」を意味すると限定的に解釈すべきとは解されない。その他、本件明細書等に、「プログラムコード」の具体的なプログラミング言語の種類やプログラムの記述内容等についての記載があるとは認められない。

以上を総合すると、本件訂正発明 1 の「プログラムコード」は、「人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータなど」を意味するものと理解するのが相当である。

- (3) 甲 1 の 1 の段落 [0071] (前記 2(2)ア) の記載によれば、甲 1 発明の「治療プログラムまたはシーケンス」は、プログラム言語に類似したテキストベースの治療用健康装置のコマンド言語であり、治療プログラム又はシーケンスは、マッサージや関連する活動や構成などを治療用健康装置に指令するためのものであるといえる。

また、甲 1 の 1 の段落 [0038] には、「それ（判決注：本発明の 1 つまたは複数の実施形態による治療用健康装置）は、さらに、入力データを処理、変換、または解釈して治療用健康装置の動作に関連する構成と動作に変換し、コマンド接続 230 を介した信号によって治療機構 260、265 と位置決め機構 270 にそのような構成と動作を実行させる主データ処理装置 200

を備える。」との記載がある。この記載からは、治療機構 260、265 の動作を実行させるのは主データ処理装置 200 であり、治療プログラム又はシーケンスが、当該主データ処理装置 200 において実行されること、すなわち、コンピュータによって解釈あるいは実行させるためのものであることが明らかであるといえる。

5

(4) 前記(2)のとおり、本件訂正発明 1 の「プログラムコード」は「人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータ」を意味すると理解するのが相当であるところ、前記(3)のとおり、甲 1 の 1 に記載された発明の「治療プログラムまたはシーケンス」は、プログラム言語に類似したテキストベースのコマンド言語であって、コンピュータによって解釈あるいは実行させるためのものであるから、甲 1 の 1 に記載された発明の「治療プログラムまたはシーケンス」は、本件訂正発明 1 の「プログラムコード」に相当するといえることができる。以上の点は、甲 1' 発明についても当てはまるものである。

10

15

(5) 原告は、前記第 3 の 1 [原告の主張] のとおり、甲 1 の 1 の「治療プログラムまたはシーケンス」は、ユーザーが「外部計算装置」で「構成」し、又は「治療用健康装置に命令する」ユーザーが「外部計算装置」で「定義」するものであるから、「プログラミング言語」のソースコードで記述されるコンピュータプログラムではなく、したがって本件訂正発明 1 の「マッサージプログラムのプログラムコード」と異なるとも主張する。

20

しかし、前記(2)のとおり、本件訂正発明 1 の「プログラムコード」は、「人工言語を用いてコンピュータに解釈あるいは実行させることを目的として作成された命令やデータなど」を意味するものと理解するのが相当であり、ソースコードで記述されるコンピュータプログラムに限られるとは解されないから、原告の上記主張はその前提を欠き、採用することができない。

25

(6) 取消事由 1 (1)に関する結論

以上によれば、甲1の1に記載された発明の「治療プログラムまたはシーケンス」が、本件訂正発明1の「プログラムコード」に相当するとした本件審決に誤りはなく、取消事由1(1)には理由がない。

#### 4 取消事由1(2)（「外部計算装置170」の対比の誤り）について

- 5 (1) 原告は、前記第3の2〔原告の主張〕(1)のとおり、甲1の1では、「外部計算装置」から「治療用健康装置に」、「治療プログラム又はシーケンス」が「ダウンロード」される訳ではないから、甲1発明の「外部計算装置170」は、治療プログラム又はシーケンスを治療用健康装置100に送信するものではなく、甲1発明の「外部計算装置170」は、本件訂正発明1の「外部装置」  
10 には相当しないと主張する。
- (2) しかし、前記2(2)アのとおり、甲1の1には、インターネットなどを介して、遠隔地のサーバなどの装置から「治療プログラムまたはシーケンス」を治療用健康装置にダウンロードすることが記載されていると認められ、この遠隔地のサーバなどの装置である甲1'発明の「外部計算装置」は、本件訂  
15 正発明1の「外部装置」に相当するといえる。
- (3) 本件審決は、本件訂正発明1と甲1発明との一致点を別紙2の3(1)のとおり認定しており、この中には「前記マイクロコントローラによって実行可能なマッサージプログラムのプログラムコードを、前記外部装置から受信して、」との認定部分が含まれているが、上記(2)のとおり、甲1'発明の「外部計算装置」は本件訂正発明1の「外部装置」に相当するといえるから、上記認定部分  
20 部分は、本件訂正発明1と甲1'発明との一致点としても認められる内容であるといえる。

そして、本件訂正発明1の請求の範囲の記載、本件明細書等の記載（前記1(2)、本件訂正発明の技術的意義（前記1(3)）及び甲1の1の記載（別紙2）  
25 によれば、本件訂正発明1と甲1発明との一致点、相違点として本件審決が認定した内容（別紙2の3(1)ないし(3)）は、本件訂正発明1と甲1'発明と

の一致点、相違点としても、相当な認定であるといえることができる。

(4) 前記2(2)アのとおり、本件審決の甲1発明の認定については、「外部計算装置170」とされているところは「外部計算装置」と認定するのが相当であったといえる。

5           しかし、前記2(2)アのとおり、甲1の1には、遠隔地のサーバなどの装置という意味での「外部計算装置」も開示されているといえる。

          そして、本件訂正発明1と甲1発明との対比は、本件訂正発明の甲1発明を基にする進歩性の判断の前提として、これらの発明の一致点及び相違点を認定するために行うものであるが、前記(3)のとおり、本件訂正発明1と甲1  
10           発明との一致点、相違点として本件審決が認定した内容（別紙2の3(1)ないし(3)）は、本件訂正発明1と甲1'発明との一致点、相違点としても、相当なものであるといえる。

          したがって、本件審決が甲1の1に記載された発明の認定において「外部計算装置」ではなく「外部計算装置170」として、甲1発明を認定したこと  
15           について、本件審決を取り消すべき違法があるとは解されない。

          甲1発明の「外部計算装置170」が本件訂正発明1の「外部装置」に相当しないことなど、取消事由1(2)について原告が主張する内容を考慮しても、上記判断は左右されない。

(5) 取消事由1(2)に関する結論

20           以上によれば、取消事由1(2)に関して原告が挙げる本件審決の認定及び判断について、本件審決を取り消すべき違法があるとは認められず、取消事由1(2)には理由がない。

5           取消事由2（相違点1の判断の誤り）について

(1) 甲1の1の段落[0071]の記載（前記2(2)ア）によれば、外部計算装置  
25           に関連付けて使用される治療プログラム又はシーケンスは、治療用健康装置に順次指令するために外部計算装置によって使用されてもよいし、事後的

な実行のために一度に治療用健康装置にダウンロードされてもよいとされており、外部計算装置が治療用健康装置に順次指令することと並列的・選択的に、事後的な処理のために一度に治療用健康装置にダウンロードされることも記載されているのであるから、治療プログラム又はシーケンスは、治療用健康装置にダウンロードするものを含んでいる。

上記のとおり、事後的な処理のために治療プログラム又はシーケンスが治療用健康装置にダウンロードされる場合には、当該治療プログラム又はシーケンスは、その場限りで使うのではないから、メモリに保存されると考えられる。

そして、マッサージプログラムを保存するメモリを設けるに当たり、保存する内容に応じて適宜メモリを分けて用いることは慣用手段であるといえることは、本件審決が認定するとおりである（審決書93頁）。

そうすると、本件訂正発明1と甲1'発明との相違点1（別紙2の3(2)。前記4(4)のとおり、相違点1は本件訂正発明1と甲1'発明との相違点としても認められる。）に係る本件訂正発明1の構成の一つである「前記マイクロコントローラは、前記マッサージ装置において最初から利用可能なマッサージプログラムを保存する第1のメモリと、外部装置から前記マッサージ装置に読み込まれるマッサージプログラムを保存する第2のメモリとを備え」る構成とすることは、当業者であれば適宜なし得た設計的事項にすぎないといえることができる。

また、本件訂正発明1の技術的意義（前記1(3)）からみて、第1のメモリとは別の第2のメモリを設けることが、格別の作用効果を奏するものと解することもできない。

(2) 本件審決は、上記(1)で判断した点も含め、甲1発明において、上記相違点1に係る本件訂正発明1の構成とすることは、甲1発明並びに甲2及び甲3に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術に基づい

て、当業者が容易に想到することができたものであると判断しているところ  
(別紙2の4(1))、この判断は相当である。

(3) 原告の主張について

原告は、前記第3の3〔原告の主張〕(1)のとおり、「マッサージ装置」の「マ  
5 マイクロコントローラ」が、「最初から利用可能なマッサージプログラムを保存  
する第1のメモリと」に加えて、「外部装置から前記マッサージ装置に読み込  
まれるマッサージプログラムを保存する第2のメモリ」を備える構成とする  
ことが、当業者であれば適宜なし得た設計的事項にすぎないとした本件審決  
の判断には、甲1の1に記載された事項を看過した誤りがあると主張する。

10 しかし、原告の主張は、甲1の1に記載の技術は、「外部計算装置」から治  
療用健康装置の「主データ処理装置200」に、「より高いレベル」のコマン  
ドを「渡す」ものであり、治療用健康装置に新しいマッサージプログラムの  
追加・更新を行うものではないことを前提としているが、甲1の1の段落〔0  
072〕には、「プログラムまたは治療用健康装置コマンドのシーケンスは、  
15 外部計算装置にダウンロードすることも、遠隔地から治療用健康装置に直接  
ダウンロードすることもできる。」とあり(前記2(2)ア)、遠隔地のサーバな  
どの装置から「治療プログラムまたはシーケンス」を直接治療用健康装置に  
ダウンロードすることが記載されていると認められるから、原告の主張は前  
提において誤りである。

20 また、甲1の1には、外部計算装置が治療用健康装置に順次指令すること  
のほか、甲1の1には、事後的な処理に用いられるために治療用プログラム  
又はシーケンスを一度に治療用健康装置にダウンロードされることも記載さ  
れているのであるから(段落〔0071〕。前記2(2)ア)、外部計算装置から  
マッサージ装置に読み込まれるマッサージプログラムが治療用健康装置に保  
25 存されることがないとも認められない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(4) 取消事由 2 に関する結論

以上によれば、相違点 1 についての本件審決の判断に誤りはなく、取消事由 2 には理由がない。

6 本件審決のその余の判断について

5 (1) 本件審決は、本件訂正発明 1 につき、相違点 1 について別紙 2 の 4 (1) のとおり判断するとともに、相違点 2 に係る本件訂正発明 1 の事項とすることは、当業者が容易になし得たことであるとし (別紙 2 の 4 (2))、本件訂正発明 1 の奏する効果は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6  
10 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえないとして (別紙 2 の 4 (3))、本件訂正発明 1 は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5  
15 の 1、2 に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものであると判断した (別紙 2 の 5)。これらの判断は、甲 1 に記載された発明を甲 1' 発明とすることによって左右される内容とは解されない。そして、本件審決の上記判断の内容は相当である。

(2) 本件審決は、本件訂正発明 4 ないし 6、8 ないし 1 3 につき、別紙 2 の 6 (1) ないし (9) のとおり、いずれの発明も甲 1 発明に周知技術を組み合わせることによって当業者が容易に発明をすることができたものであると判断した。  
20 これらの判断は、甲 1 に記載された発明を甲 1' 発明とすることによって左右される内容とは解されない。そして、本件審決の上記判断の内容は相当である。

7 前訴判決の拘束力について

25 被告は、原告の主張する取消事由 1 (1)、1 (2) 及び 2 のいずれについても、前訴判決の拘束力に反して許されないものがある旨主張する。

しかし、本件特許の特許請求の範囲の記載は、前訴判決が確定した後、本件訂正によって訂正されたから、当然に前訴判決の拘束力が本件審決の判断対象のすべてに及ぶと解することはできず、この訂正によって影響を受けない範囲において、拘束力又はこれに準ずる効力が及ぶと解する余地があるが、前記3  
5 ないし6の説示によれば、前訴判決の拘束力又はこれに準ずる効力が本件審決に及ぶか否か、及ぶとしてどの範囲に及ぶかを検討するまでもなく、本件審決の判断は相当であるといえる。

なお、本件審決の内容及び前記3ないし6の説示によれば、本件審決の内容に前訴判決の拘束力に反するものがあるとは認められない。

## 10 8 結論

以上のおりであり、原告が主張する取消事由はいずれも理由がなく、本件審決について、これを取り消すべき違法はない。したがって、原告の請求は棄却されるべきである。

よって、主文のおり判決する。

15 知的財産高等裁判所第3部

20 裁判長裁判官

中 平 健

25

裁判官

今 井 弘 晃

5

裁判官

---

水 野 正 則

別紙1 省略

## 別紙 2

### 本件審決の判断の要旨

#### 1 取消判決の拘束力（本件審決第7、審決書24～25頁）

5 当審は、取消判決の判決主文が導き出されるのに必要な認定判断に係る、次の判示事項に拘束されるものである。

進歩性について、「アイコンとは、『コンピュータに与える指示・命令やファイル・プログラムなどをわかりやすく記号化した図形。絵文字。』（広辞苑第7版、株式会社岩波書店）を意味するところ、甲1の1には、図形が記されたボタン1  
10 967を選択すると、ユーザは個別の治療又はマッサージプログラム画面1828である『エスプレッソショット』と呼ばれる画面に移動することが記載されているから（図18A、段落【0125】）、甲1の1のプログラムは、アイコンによって選択されることが予定されているものであるといえる。そして、甲1の1には、プログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツをどのよ  
15 うに入手するかは記載されていないが、リモコン端末に表示されたアイコンによってプログラムを選択するシステムにおいて、制御装置がプログラムコードを受信する際に、当該プログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツを合わせて受信して、当該アイコンを制御装置からリモコン端末まで送るようになることは、甲2及び甲3に記載されているように周知の技術的事項であり、  
20 甲1発明1にこのような周知技術を適用することは、当業者が容易に想起し得たものと認められる。」（前訴判決87頁13行～88頁3行）

#### 2 甲1発明（本件審決第8の6(2)ア(ウ)、審決書59～60頁）

甲1の1には、次の発明（以下「甲1発明」という。）が記載されていると認められる。

25 「治療用健康装置100であって、  
治療機構260、265と

タブレットコンピュータまたはスマートフォン 190 と、  
前記治療機構 260、265 と接続された主データ処理装置 200 とを備え、  
前記主データ処理装置 200 は、  
外部計算装置 170 と接続し、  
5 プログラミング言語に類似するテキストベースの治療用健康装置の指示言語  
からなる治療プログラムまたはシーケンスであって、パスワードを用いてタグ付  
けされた治療プログラムまたはシーケンスを前記外部計算装置 170 からダウ  
ンロードし、  
前記治療用健康装置 100 を動作させるための前記治療プログラムまたはシ  
10 ーケンスを使用する、  
治療用健康装置 100。」

3 本件訂正発明 1 と甲 1 発明との一致点及び相違点（本件審決第 8 の 6 (3)イ、審  
決書 90～91 頁）

(1) 一致点

15 「マッサージ装置であって、  
マッサージ部と、  
リモートコントローラと、  
前記マッサージ部の運動を駆動するように機能する駆動部と、  
前記駆動部と接続されたマイクロコントローラとを備え、  
20 前記マイクロコントローラは、  
外部装置と接続し、  
前記マイクロコントローラによって実行可能なマッサージプログラムのプ  
ログラムコードを、前記外部装置から受信して、  
一連のマッサージ動作を身体に施すために前記マッサージ部を介してマッ  
25 サージプログラムを実行する  
ように構成される、マッサージ装置。」

(2) 相違点 1

本件訂正発明 1 は、「前記マイクロコントローラは、前記マッサージ装置において最初から利用可能なマッサージプログラムを保存する第1のメモリと、外部装置から前記マッサージ装置に読み込まれるマッサージプログラムを保存する第2のメモリとを備え、前記リモートコントローラは、前記第1のメモリまたは前記第2のメモリに保存されたマッサージプログラムと関連付けられているアイコンのグラフィカルコンテンツを保存する内部メモリを備え」、「マッサージプログラムのプログラムコードと、前記マッサージプログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコンテンツとを、暗号化された形式で」前記外部装置から受信して「前記マッサージプログラムを前記第2のメモリに保存し、前記外部装置から受信した前記マッサージプログラムと前記アイコンのグラフィカルコンテンツとを復号し」、「前記リモートコントローラとの通信を確立し、復号された前記アイコンの前記グラフィカルコンテンツを前記リモートコントローラの内部メモリに保存し、前記復号されたマッサージプログラムを前記マイクロコントローラの前記第2のメモリに保存するように構成され」、「前記リモートコントローラは、前記内部メモリに保存された前記アイコンの前記グラフィカルコンテンツを表示し、前記表示されたアイコンに対するユーザの操作を受け取り、前記表示されたアイコンに対する前記ユーザの操作を受け取ったことに応答して、前記第2のメモリに保存された前記復号されたマッサージプログラムを選択するために前記リモートコントローラから前記マイクロコントローラに信号を送信するように構成され」ており、前記マッサージ部を介して実行される前記マッサージプログラムが「復号された」ものであるのに対し、甲1発明は、そのように特定されていない点。

(3) 相違点 2

マイクロコントローラに関し、本件訂正発明 1 は、「縮小命令セットコンピュータである」のに対し、甲1発明は、縮小命令セットコンピュータであるかは

明らかでない点。

#### 4 相違点についての検討（本件審決第8の6(3)ウ、審決書91～95頁）

##### (1) 相違点1について

5           ア アイコンとは、「コンピュータに与える指示・命令やファイル・プログラムなどをわかりやすく記号化した図形。絵文字。」（広辞苑第7版、株式会社  
岩波書店）を意味するところ、甲1の1には、図形が記されたボタン196  
7を選択すると、ユーザは個別の治療又はマッサージプログラム画面182  
8である「エスプレッソショット」と呼ばれる画面に移動することが記載さ  
10           れているから（図18A、段落【0125】）、甲1の1のプログラムは、ア  
イコンによって選択されることが予定されているものであるといえる。そし  
て、甲1の1には、プログラムと関連付けられたアイコンのグラフィカルコ  
ンテンツをどのように入手するかは記載されていないが、リモコン端末に表  
示されたアイコンによってプログラムを選択するシステムにおいて、制御装  
15           置がプログラムコードを受信する際に、当該プログラムと関連付けられたア  
イコンのグラフィカルコンテンツを合わせて受信して、当該アイコンを制御  
装置からリモコン端末に送るようには、甲2及び甲3に記載されて  
いるように周知の技術的事項であり、甲1発明にこのような周知技術を適用  
することは、当業者が容易に想起し得たものと認められる。

20           イ 甲28（特開2000-276457号公報）には、「なお、インターネ  
ットを安価な通信媒体として利用する場合には、通信経路からのデータ漏洩  
から守るために、送信データを暗号化して送信することが行なわれている  
が、このようなデータの暗号／復号化は、システムのいろいろなレベルで行  
なわれている。例えば、通信ソケットレベルで行なわれる暗号化サービスと  
してSSL（secure sockets layer）が知られて  
25           （略）いる。」（段落【0007】）と記載され、甲29（特開2006-1  
91189号公報）には、「パスワードはセッション記述プロトコル（SD

P) に暗号化された文字列として記載される。インターネットにおけるデータ通信の暗号方式として広く使われているSSL (secure socket layer) プロトコルを使ってセッション記述を暗号化することでより安全にデータ送信を行うことも可能である。」(段落【0027】)と記載されており、これらの記載から、インターネット等の通信では、情報保護のために、SSL (secure sockets layer) などの暗号化/復号技術が広く行われていることが認められる。

また、甲26 (特開2007-233426号公報) には、「このようなプログラム配信サービスにおいて、配信されるプログラムはそのプログラムの開発者の知的財産権で保護されており、これを悪意のある攻撃者が盗聴することは防がなくてはならない。また、悪意のある攻撃者により改ざんされたプログラムが、利用者やアプリ製作者の意図しない動作をすることを防がなくてはならない。これらを実現するために、従来の電子機器は以下のような機能を備えている。」(段落【0003】)、「暗号化したプログラムをダウンロードし、端末内部で復号することにより、通信途中の盗聴、改ざんを防止する。」(段落【0004】)と記載され、甲27 (特開2008-017462号公報) には、「さらに、家電機器用ソフトウェアの更新を行うには、配信されるソフトウェアに対するセキュリティも重要である。例えば、悪意の第三者の操作により、配信されるソフトウェアに不正なコードが混入されてソフトウェアが改ざんされたり、配信される情報の中からその家電機器に関するノウハウやアルゴリズムなどの秘密情報が解読されたりすることは、確実に防止されなければならない。そのためには、ソフトウェアおよびそれに付随する情報は、配信の際に暗号化する必要がある。」(段落【0006】)、「(略) 暗号鍵で暗号化されたダウンロードモジュールを受信して (略) 暗号鍵でダウンロードモジュールを復号化する。(略)」(段落【0007】)と記載されており、これらの記載から、装置の外部からプログラム

等を受信する際に、プログラム等を暗号化された形式で受信し、受信した装置で復号すること（暗号化／復号技術）も、コンピュータ（コンピューティング）技術ないしデータ通信技術の技術分野において極めて周知の技術であることが認められる。

5           そうすると、甲1発明の治療用健康装置は、マッサージプログラムのプログラムコードを、インターネット等を通じて受信するものであるところ（段落 [0029]）、上記のとおり、インターネット等の通信では、情報保護のために、SSL（secure sockets layer）などの暗号化／復号技術が広く行われており、しかも、上記のとおり、装置の外部  
10           からプログラム等を受信する際に、プログラム等を暗号化された形式で受信し、受信した装置で復号すること（暗号化／復号技術）も、コンピュータ（コンピューティング）技術ないしデータ通信技術の技術分野において極めて周知の技術であるから、甲1発明において、ダウンロードに際して、当該周知の暗号化／復号技術を採用することは、当業者が適宜なし得た設定的事項  
15           にすぎないというべきである。

ウ           さらに、ダウンロードしたプログラムをメモリに保存することは、通常行う事項であり、甲1発明においても当然実行しているものと認められるところ、甲1の1の [0038] に、治療機構260、265の動作を実行させる主データ処理装置200が記載されており、[0043] に、治療健康装置  
20           の処理装置が「プログラムされ」ていること、及び「事前にプログラムされ」ていることが記載されていることからみて、甲1の1には、「事前にプログラムされた、治療機構の動作を実行されるプログラム」が記載されており、プログラムがメモリに保存されるのは技術的にみて当然であることから、プログラムを保存する第1のメモリも甲1の1に記載されているといえ  
25           る。

そして、マッサージプログラムを保存するメモリを設けるにあたり、保存する内容に応じて適宜メモリを分けて用いることは慣用手段であることを踏まえれば、上記相違点1のように、メモリとして第1のものと第2のものを設け、上記2種類のマッサージプログラムを各々別のメモリに保存するよう構成することは、当業者であれば適宜なし得た設計的事項にすぎない。

5

エ 本件訂正発明1において、「アイコンのグラフィカルコンテンツ…をリモートコントローラの前記内部メモリに保存すること」が特定されているが、アイコンはプログラム選択という操作に利用されるものであり、甲1発明においては、操作手段としてリモートコントローラ（タブレットコンピュータまたはスマートフォン190）を有しているのであるから、アイコンによって選択されることが予定されているプログラムをダウンロードした後、そのプログラムがアイコンによって選択できるように対処すべきことは、当業者が当然考慮すべき普遍的な課題であるところ、その普遍的課題に照らして、甲1発明に操作手段として備わっているリモートコントローラにアイコンのグラフィカルコンテンツを保存することは、当然に考慮する設計的事項にすぎず、しかも、ダウンロードしたアイコンをリモートコントローラに保存することも周知の技術である（甲2、甲3）。

10

15

そして、そのような保存を行うに際して、マッサージプログラムに関連付けられているアイコンのグラフィカルコンテンツを用いるリモートコントローラに、そのグラフィカルコンテンツを保存するためのメモリを内部メモリとして設けることは、当業者が適宜なし得たことにすぎない。

20

また、マイクロコントローラが「前記リモートコントローラとの通信を確立し」とは、本件明細書【0019】の「リモートコントローラ150は、マイクロコントローラ130と接続され得る。」との記載に照らせば、マイクロコントローラがリモートコントローラと「接続」することと同義の技術的事項であり、そのような両者の接続が確立された上で、復号されたア

25

アイコンのグラフィカルコンテンツと復号されたマッサージプログラムとを各々メモリに保存することは、甲 2 及び甲 3 に記載された上記周知技術に基づいて当業者が容易に想到し得たことである。

5 そうすると、「前記リモートコントローラとの通信を確立し、復号された前記アイコンの前記グラフィカルコンテンツを前記リモートコントローラの前記内部メモリに保存し、前記復号されたマッサージプログラムを前記マイクロコントローラの前記第 2 のメモリに保存する」ことは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

10 オ そして、アイコンはプログラム選択という操作に利用されるものであり、甲 1 発明においては、操作手段としてリモートコントローラを有しているのであるから、甲 1 発明に上記周知技術を適用し、アイコンによって選択されることが予定されているプログラムをアイコンによって選択できるように対処すべきことは、当業者が当然考慮すべき普遍的な課題であることに照らせば、上記相違点 1 において特定されるリモートコントローラの動作は、その  
15 ようなアイコンの通常の方法及び当該操作に伴う動作を特定したものにはすぎない。

カ 以上のとおりであるから、甲 1 発明において、上記相違点 1 に係る本件訂正発明 1 の構成とすることは、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に想到することができたものというべきである。  
20

## (2) 相違点 2 について

本件特許の出願時において、プロセッサアーキテクチャとしては R I S C (縮小命令セットコンピュータ) が主流となっており、また、マッサージ装置の技術分野において R I S C を用いることも周知の技術であったから、甲 1 発明において、治療プログラムを実行する主データ処理装置 2 0 0 (マイクロコントローラ) として R I S C を採用し、相違点 2 に係る本件訂正発明 1 の事項とす  
25

ることは、当業者が容易になし得たことである。

(3) 効果の検討

5 本件訂正発明 1 の奏する効果は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到  
5 できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

5 本件訂正発明 1 についてのまとめ（本件審決第 8 の 6 (3) エ、審決書 9 5 頁）

10 以上のとおり、本件訂正発明 1 は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明を  
10 することができたものである。

6 本件訂正発明 4 ないし 6、8 ないし 1 3 について

(1) 本件訂正発明 4 について（本件審決第 8 の 6 (4)、審決書 9 5～9 6 頁）

ア 対比

15 本件訂正発明 4 と甲 1 発明とを対比すると、両者は、上記相違点 1、2 で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

（相違点 3）

20 本件訂正発明 4 は、「前記マッサージ装置が無線通信インターフェースをさらに含み、前記マイクロコントローラが前記無線通信インターフェースを経由して前記マッサージプログラムを前記外部装置から受信する」のに対し、甲 1 発明は、そのように特定されていない点。

イ 相違点についての検討

(ア) 上記相違点 1、2 についての検討は、上記 4 のとおりである。

(イ) 相違点 3 について

25 甲 1 の 1 には、無線通信インターフェースを利用する点が記載されている（特に、[0 0 3 1]、[0 0 3 7] 等参照。）。当該無線通信インターフェ

ースをどこに配置するかは当業者が適宜選択し得る事項であり、マイクロコントローラに配置することにより格別な効果を奏するものでもない。

(ウ) 効果の検討

5                   そして、本件訂正発明4の奏する効果は、甲1発明並びに甲2及び甲3に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術、甲8、甲21の1、2及び甲25の1、2に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

ウ 本件訂正発明4についてのまとめ

10                   以上のおり、本件訂正発明4は、甲1発明並びに甲2及び甲3に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術、甲8、甲21の1、2及び甲25の1、2に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(2) 本件訂正発明5について（本件審決第8の6(5)、審決書96～97頁）

15                   ア 対比

                  本件訂正発明5と甲1発明とを対比すると、両者は、上記相違点1ないし3で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

                  （相違点4）

20                   本件訂正発明5は、「前記無線通信インターフェースはブルートゥースインターフェースおよび/またはWi-Fiインターフェースを含む」のに対し、甲1発明は、そのように特定されていない点。

イ 相違点についての検討

                  (ア) 上記相違点1ないし3についての検討は、上記4、6(1)イのおりである。

25                   (イ) 相違点4について

                  甲1の1には、ブルートゥースインターフェースおよび/またはWi-Fi

インターフェースを利用する点が記載されている（特に、[0031]、[0037]等参照。）。これらの無線通信インターフェースは周知であるから、当該周知の事項を用いることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(ウ) 効果の検討

5           そして、本件訂正発明5の奏する効果は、甲1発明並びに甲2及び甲3に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術、甲8、甲21の1、2及び甲25の1、2に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

10          ウ 本件訂正発明5についてのまとめ

          以上のとおり、本件訂正発明5は、甲1発明並びに甲2及び甲3に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術、甲8、甲21の1、2及び甲25の1、2に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

15          (3) 本件訂正発明6について（本件審決第8の6(6)、審決書97～98頁）

          ア 対比

          本件訂正発明6と甲1発明とを対比すると、両者は、上記相違点1、2で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

          （相違点5）

20           本件訂正発明6は、「前記マイクロコントローラが前記マッサージプログラムを前記外部装置から受信する際に経由するユニバーサルシリアルバスインターフェースをさらに含む」のに対し、甲1発明は、そのように特定されていない点。

          イ 相違点についての検討

25           (ア) 上記相違点1、2についての検討は、上記4のとおりである。

          (イ) 相違点5について

甲 1 の 1 には、ユニバーサルシリアルバスインターフェースを利用する点が記載されている（特に、[0030]、[0068] 等参照。）。甲 1 発明に当該ユニバーサルシリアルバスインターフェースを適用して、相違点 5 に係る本件訂正発明 6 の事項とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

5 (ウ) 効果の検討

そして、本件訂正発明 6 の奏する効果は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

10 ウ 本件訂正発明 6 についてのまとめ

以上のおり、本件訂正発明 6 は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

15 (4) 本件訂正発明 8 について（本件審決第 8 の 6 (7)、審決書 9 8 頁）

ア 対比

本件訂正発明 8 と甲 1 発明とを対比すると、両者は、上記相違点 1、2 で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

20 (相違点 6)

本件訂正発明 8 は、「前記アイコンは、ビットマップファイルとして定義されている」のに対し、甲 1 発明は、そのように特定されていない点。

イ 相違点 6 についての検討

25 (ア) 上記相違点 1、2 についての検討は、上記 4 のとおりである。

(イ) 相違点 6 について

アイコンをビットマップファイルとすることは、先行技術文献を挙げるまでもない周知の技術であるから、当該周知の技術を用いることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(ウ) 効果の検討

5                   そして、本件訂正発明 8 の奏する効果は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

10                   ウ 本件訂正発明 8 についてのまとめ

                  以上のおり、本件訂正発明 8 は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

15                   (5) 本件訂正発明 9 について（本件審決第 8 の 6 (8)、審決書 9 8～9 9 頁）

                  ア 対比

                  本件訂正発明 9 と甲 1 発明とを対比すると、両者は、上記相違点 1、2 で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

                  （相違点 7）

20                   本件訂正発明 9 は、「前記リモートコントローラは、前記マッサージプログラムを実行するために選択可能な、前記内部メモリに保存された前記アイコンを表示するように機能するディスプレイ画面を有する」のに対し、甲 1 発明は、そのように特定されていない点。

                  イ 相違点についての検討

25                   (ア) 上記相違点 1、2 についての検討は、上記 4 のとおりである。

                  (イ) 相違点 7 について

甲 1 の 1 には、タブレットコンピュータまたはスマートフォン 1 9 0 が、アイコン等を表示するためのディスプレイ画面を有する点が記載されている（例えば、F I G. 1 8 A 等参照。）。甲 1 発明に当該アイコン等を表示するためのディスプレイ画面を適用して、上記相違点 7 に係る本件訂正発明 9 の事項とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

#### ウ 効果の検討

そして、本件訂正発明 9 の奏する効果は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

#### エ 本件訂正発明 9 についてのまとめ

以上のとおり、本件訂正発明 9 は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

#### (6) 本件訂正発明 1 0 について（本件審決第 8 の 6 (9)、審決書 9 9 ~ 1 0 0 頁）

##### ア 対比

本件訂正発明 1 0 と甲 1 発明とを対比すると、両者は、上記相違点 1、2 で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

（相違点 8）

本件訂正発明 1 0 は、「マッサージチェアとして構成された」のに対し、甲 1 発明は、そのように特定されていない点。

##### イ 相違点についての検討

(ア) 上記相違点 1、2 についての検討は、上記 4 のとおりである。

(イ) 相違点 8 について

甲 1 の 1 には、治療用健康装置 1 0 0 がマッサージチェアである点が記載されている（特に、[ 0 0 2 9 ]、F I G . 1 参照。）。甲 1 発明の治療用健康装置 1 0 0 を具体的にマッサージチェアとして構成して、上記相違点 8 に係る本件訂正発明 1 0 の事項とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

5 (ウ) 効果の検討

そして、本件訂正発明 1 0 の奏する効果は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

10 ウ 本件訂正発明 1 0 についてのまとめ

以上のおり、本件訂正発明 1 0 は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

15 (7) 本件訂正発明 1 1 について（本件審決第 8 の 6 (10)、審決書 1 0 0 ～ 1 0 1 頁）

ア 対比

20 本件訂正発明 1 1 と甲 1 発明とを対比すると、両者は、上記相違点 1、2 で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

（相違点 9）

25 本件訂正発明 1 1 は、マッサージ装置に加えてさらに「第 1 および第 2 のサーバコンピュータと、前記マッサージプログラムを購入するために前記第 1 のサーバコンピュータと取引を実施し、前記マッサージプログラムを前記第 2 のサーバコンピュータからダウンロードし、前記マッサージプログラムを前記マッサージ装置に転送するように機能する端末装置」「を備える」「マ

「サーバー関連サービスを提供するシステム」であるのに対し、甲1発明は、そのように特定されていない点。

#### イ 相違点についての検討

(ア) 上記相違点1、2についての検討は、上記4のとおりである。

5 (イ) 相違点9について

プログラムをダウンロードするシステムにおいて、購入手続き用のサーバコンピュータと、プログラム・ダウンロード用のサーバコンピュータとを利用することは、周知の技術である（特に、甲5の【0007】、甲6の【0024】、甲7の【0052】－【0053】参照。）。

10 また、甲1の1には、外部計算装置170を介して遠隔地の電子設備と接続する点が記載されている（特に、[0072]参照。）

甲1発明の治療用健康装置100を、外部計算装置170を介して遠隔地の電子設備と接続するよう構成するとともに、プログラムをダウンロードするシステムとして、購入手続き用のサーバコンピュータと、プログラム・ダウンロード用のサーバコンピュータとを用いる端末装置を具備させてシステムとすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

15

(ウ) 効果の検討

そして、本件訂正発明11の奏する効果は、甲1発明並びに甲2及び甲3に記載された周知技術、甲5～甲7に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術、甲8、甲21の1、2及び甲25の1、2に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

20

ウ 本件訂正発明11についてのまとめ

以上のとおり、本件訂正発明11は、甲1発明並びに甲2及び甲3に記載された周知技術、甲5～甲7に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術、甲8、甲21の1、2及び甲25の1、2に記載され

25

た周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(8) 本件訂正発明 1 2 について (本件審決第 8 の 6 (ii)、審決書 1 0 1 ~ 1 0 2 頁)

ア 対比

5 本件訂正発明 1 2 と甲 1 発明とを対比すると、両者は、上記相違点 1、2、9 で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

(相違点 1 0)

10 本件訂正発明 1 2 は、「前記端末装置は、インターネット接続を介して前記第 2 のサーバコンピュータから前記マッサージプログラムをダウンロードし、Bluetooth 接続を介して前記ダウンロードされたマッサージプログラムを前記マッサージ装置に転送するように機能する」のに対し、甲 1 発明は、そのように特定されていない点。

イ 相違点についての検討

(ア) 上記相違点 1、2、9 についての検討は、上記 4、6 (7)イのとおりである。

15 (イ) 相違点 1 0 について

甲 1 の 1 には、治療用健康装置 1 0 0 へのデータ通信接続を Bluetooth とする点が記載されている (特に、[ 0 0 3 1 ] 参照。)

また、インターネット接続を介したプログラムのダウンロードは周知の技術である。

20 周知のインターネット接続を介してマッサージプログラムをダウンロードし、甲 1 発明の治療用健康装置 1 0 0 に対して Bluetooth 接続を用いて当該マッサージプログラムを転送するよう構成することは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

(ウ) 効果の検討

25 そして、本件訂正発明 1 2 の奏する効果は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 5 ~ 甲 7 に記載された周知技術、甲 2 6 ない

し甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

ウ 本件訂正発明 1 2 についてのまとめ

5 以上のとおり、本件訂正発明 1 2 は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲 3 に記載された周知技術、甲 5 ～甲 7 に記載された周知技術、甲 2 6 ないし甲 2 9 に記載された周知技術、甲 8、甲 2 1 の 1、2 及び甲 2 5 の 1、2 に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(9) 本件訂正発明 1 3 について (本件審決第 8 の 6 (12)、審決書 1 0 2 ～1 0 3 頁)

10 ア 対比

本件訂正発明 1 3 と甲 1 発明とを対比すると、両者は、上記相違点 1、2、9 で相違するほか、次の点で相違し、その余の点で一致する。

(相違点 1 1)

15 本件訂正発明 1 3 は、「前記マッサージプログラムは、前記マッサージ装置により復号可能な暗号化された形式で、前記端末装置にダウンロードされる」のに対し、甲 1 発明は、そのように特定されていない点。

イ 相違点についての検討

(ア) 上記相違点 1、2、9 についての検討は、上記 4、6 (7)イのとおりである。

20 (イ) 相違点 1 1 について

上記 4 で検討したとおり、復号可能な暗号化された形式でダウンロードされることは当業者が適宜なし得ることであるから、甲 1 発明において上記相違点 1 1 に係る本件訂正発明 1 3 の事項とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

25 (ウ) 効果の検討

そして、本件訂正発明 1 3 の奏する効果は、甲 1 発明並びに甲 2 及び甲

3に記載された周知技術、甲5～甲7に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術、甲8、甲21の1、2及び甲25の1、2に記載された周知技術の奏する効果から当業者が容易に想到できる範囲のものであって、格別顕著なものであるとはいえない。

5 ウ 本件訂正発明13についてのまとめ

以上のおり、本件訂正発明13は、甲1発明並びに甲2及び甲3に記載された周知技術、甲5～甲7に記載された周知技術、甲26ないし甲29に記載された周知技術、甲8、甲21の1、2及び甲25の1、2に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

10 7 小括（本件審決第8の6(13)、審決書103頁）

よって、本件訂正発明1、4～6、8～13は、甲1発明及び周知技術に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。

以 上

### 別紙 3

甲 1 の 1 (米国特許出願公開第 2 0 1 1 / 0 0 5 5 7 2 0 号明細書) の記載事項  
(以下、翻訳のみを挙げる。翻訳は本件審決による。)

5 [0029] 図 1 に示す本発明の一実施形態は、治療用健康装置 1 0 0 を備え、治療用健康装置 1 0 0 は、マッサージチェア、マッサージオットマン、または他の独立型治療装置であるかどうかにかかわらず、接続できる装置を備え、接続できる装置は、例えば有線接続 1 0 2 を介してパーソナルコンピュータなどの外部計算装置 1 7 0 に接続でき、有線接続 1 0 4 を介して LAN・携帯電話ネットワーク・インタネッ  
10 トなどのパブリック又はプライベートローカル又はワイドエリアデータネットワーク 1 8 0 に接続でき、又はタブレットコンピュータ又はスマートフォン 1 9 0 などの無線トランシーバを含むデバイスへの無線接続を介して接続できる。多数の方法と有線および無線データ通信接続のタイプは、関連するコンピューティングおよびデータネットワーキング技術の当業者にはよく知られている。

15 [0030] 治療用健康装置への接続は、例えば、周辺装置としての治療用健康装置によって構成され、治療用健康装置に組み込まれたユニバーサルシリアルバスすなわち USBポートなどの有線ポート 1 0 5、1 1 0 または他の適切な接続を使用して確立することができる。他の使用可能な有線接続方式には、イーサネットポート、FireWire (IEEE 1394) ポート、標準の電話接続ポートなどがある。そのような  
20 有線接続は、銅、光ファイバー、または他の任意の物理的伝送媒体を使用して実装することができる。

[0031] 上記のように、治療用健康装置へのデータ通信接続はハードワイヤードである必要はなく、代わりにまたは追加でワイヤレスであってもよく、治療用健康装置の内部または接続されたトランシーバを特徴とし、Bluetooth、Wi-Fi (IEEE  
25 802.11)、ZigBee (IEEE 802.15.4)、または GSM (2G)、IMT-2000 (3G)、または IMT Advanced (4G) モバイルテレフォニーなどのワイヤレス RF 標準を実装す

る。その他の使用可能なワイヤレス接続には、光学または赤外線トランシーバーが含まれる。同様に、有線、赤外線、光、RFワイヤレスなどのその他のデータ通信システムも将来開発される可能性が高く、データ通信またはネットワーキングに適したそれらのいずれも、本発明の実施形態で使用できる。このような通信接続は、  
5 着信データまたは発信データのいずれかのみを処理する単方向の場合もあれば、着信データと発信データの両方を処理する双方向の場合もある。

[0037]治療用健康装置および補助デバイスが、ワイヤードネットワークの図1に示されている。本明細書に記載されているすべてのデータ接続と同様に、治療用健康装置と補助デバイスとの間のすべての接続は、無線だけでなく有線でもよい。したがって、図10は、本発明の別の実施形態を示し、治療用健康装置1000、無線外部計算装置1090、および補助デバイス1040から1052は、ブルートゥース接続規格の下で確立され、無線ピコネットを形成する無線トランシーバ1032を介して一緒に接続される。そのような構成では、治療用健康装置のワイヤレストランシーバは、治療用健康装置1000自体の内部に收容されるか、または接続された外部ドングル1030に含まれ得る。このようなピコネットでは、どのデバイスもマスターまたはスレーブとして動作する。  
10  
15

#### 治療用健康装置の内部装置

[0038]図2に示すように、本発明の1つまたは複数の実施形態による治療用健康装置は、外部計算装置またはデータ通信ネットワークから着信データを受信するとともに、発信データを送信するための、主要データ通信接続またはアンテナ210および一次データ通信処理装置215を備える。それは、さらに、入力データを処理、変換、または解釈して治療用健康装置の動作に関連する構成と動作に変換し、コマンド接続230を介した信号によって治療機構260、265と位置決め機構270にそのような構成と動作を実行させる主データ処理装置200を備える。例えば、マッサージ機構および位置決め機構などのアイテムはマッサージ装置に最も関連しているが、他のタイプのウェルネス療法を実施するための他の同等のメカニ  
20  
25

ズムを、他のタイプの治療用ウェルネス装置に加えて、またはそれらの代わりに使用することができる。主データ処理装置 200 はまた、データ接続 240 を介してセンサ 250、255 からのデータ、ならびに治療用健康装置および治療使用情報および構成を処理および解釈し、それを出力データに変換する。本発明による治療用健康装置は、外部データ通信接続またはアンテナ 220 と、外部データを外部補助デバイスまたはダイジーチェーン治療用ウェルネスデバイスから受信および送信データを送信するための二次データ通信処理装置 225 とをさらに備え得る。二次データ通信処理装置 225 は、一次データ通信処理装置 215 および／またはメインデータ処理装置 200 と直接通信することができる。

10 [0039]治療用健康装置内の通信装置および／またはデータ処理装置は、データ通信接続自体をサポート、維持、または強化するために使用することもできる。そのような装置は、接続でセルフテストを実行して、正しく動作していることを確認する。また、USB または Bluetooth 接続を特徴とする実施形態では、装置またはソフトウェアは、「プラグアンドプレイ」または照会／ページング構成でそのような接続をそれぞれサポートして、治療用健康装置の外部計算システムへの統合を自動化

15 することができ、ユーザーやオペレーターが手動で接続したり、個別のソフトウェアデバイスドライバを指定してインストールしたりする必要がなくなる。

[0040]治療用健康装置内の通信装置およびデータ処理装置は、例えば、1 つまたは複数のマイクロプロセッサ、プログラマブルロジックデバイス、または特定用途向け集積回路によって制御され得る。このようなデータ処理装置は、不揮発性メモリをさらに特徴として、デバイスから電力が除去された場合でも、プログラムおよびデータが治療用ウェルネスデバイスに存続できるようにすることができる。本発明の一実施形態では、通信装置 210、215、220 および 225 は、主データ処理装置 200 と統合され、すべての装置は、共通のハードウェアおよび／またはソフトウェアを使用して一緒に実装され得る。対照的に、別の実施形態では、通信装置 210、215、220、および 225 は、主データ処理装置 200 とは別個に

20

25

設計および／または実装され、別個に存在していた既存のユニットまたは以前に設計または製造された治療用健康装置のモデルに統合または改造することができる。そのような既存の治療用ウェルネスデバイスは、ハードワイヤードのリモートコントロールボックスで機能するように設計されている可能性があり、そのような製品構成は、本発明の実施形態によって効果的に使用できる。

5 [0041]本発明の一実施形態では、治療用健康装置内の通信装置および／またはデータ処理装置内のソフトウェア機能は、製造時に永続的に固定および制限されず、データ通信接続自体を介してリモートで交換またはアップグレードされ得る。そのようなリモートファームウェアまたはソフトウェアのアップグレードまたは交換のため  
10 の特定のメカニズムおよび手順は、関連するコンピューティングおよびデータ通信技術の当業者にはよく知られている。このようなアップグレードまたは交換は、ユーザーやオペレーターが手動で開始したり、ユーザーまたはオペレーターの制御下にあるプライベートまたはパブリックデータネットワークを介してリモートで開始したり、メーカー、ディストリビューター、またはその他のソフトウェアソース  
15 によって自動的に実行したりできる。

デバイスのコマンド、および既存の治療用健康装置シグナリングの模倣

[0042]外部計算装置は、データ通信リンクを介してそれにコマンドを渡すことにより、治療用健康装置を制御し、これらのコマンドは、様々なレベルで治療用健康装置のデータ処理装置によって解釈され得る。本発明の一実施形態では、処理装置の  
20 内部プロセッサアーキテクチャを外部計算装置に「エクスポート」することができ、低レベルの基本コマンドは、個々のマイクロコントローラの命令と同じように、治療用健康装置の処理装置に受け渡すことができ、データ処理装置内のマイクロコントローラまたはロジックチップにより直接実行される。別の実施形態では、対照的に、より高いレベルまたは「マクロ」コマンドを治療用健康装置の処理装置  
25 に渡すことができ、それにより単一のコマンドが治療用健康装置に比較的複雑な操

作または一連の操作を実行させることができる。コマンドは、中間レベルの複雑さでもよい。

[0043]データリンク用の通信処理装置と治療用健康装置の主処理装置との間のコマンドレベルのマッチングは、データ通信リンクへのインターフェースが、治療用健康装置のメインエレクトロニクスの一部として製造されておらず、治療用健康装置とは別に、またはその改造として製造された状況では、非常に価値がある。データ通信リンクで高レベルのコマンドアプローチを使用すると、有線リモートコントロールボックスで使用するよう設計およびプログラムされた治療用健康装置との便利で効率的なインターフェースが可能になる。このような治療用健康装置の処理装置は通常、定義された上位レベルのコマンドのセットに応答するようにプログラムされており、有線リモートコントロールボックスの個々のボタンは通常、これらのコマンドを押すとトリガーされるように配線されている。そのようなより高いレベルのコマンドアプローチを使用する実施形態では、データ通信処理装置を、治療用健康装置内の既存の事前にプログラムされたメイン処理ユニットに追加または改造することができる。このような改造された装置は、有線リモートコントロールボックスのボタンプレスをシミュレートする高レベルのコマンドを主処理装置に渡すことができるが、有線リモートコントロールボックスを介して達成されるものを超えて装置の機能を向上させることもできる。そのような装置は、有線リモートコントロールボックスに通常は配線されていない又は関連付けられていない高レベルのコマンドを渡すことができ、あるいは、リモートコントロールボックスの個々のボタンを押して実際に生成できるものを超えた高レベルの「ボタンシミュレーション」コマンドの組み合わせ又はシーケンスを渡すことができる。

外部計算装置による治療用健康装置の制御

[0047]図1に示すように、ローカルまたはリモートのいずれかの外部計算装置170、190とデータ通信する治療用健康装置は、従来の手持ちリモートコントロールボックス160に加えて、またはその代わりに、その外部計算装置から制御され

得る。そのような外部計算装置は、あらゆる種類の計算装置を含むことができる。それは、例えば、適切なソフトウェアがロードされた汎用コンピュータを含み、キーボード 175、マウス 176、または音声認識装置 174 などのユーザーインターフェイスデバイスによって操作されて、治療用健康装置のモードを設定したり、  
5 コマンドを発行したりできる。手持ちリモートコントロールボックスと同じモード及びコマンドであっても追加のモード又はコマンドであっても、それらの一部は、手持ちリモートコントロールボックスから簡便に発行するには複雑すぎることもある。それは、他の種類の計算装置をも含み得るものであり、例えば、パーソナルコンピュータまたはビデオゲームコンソール 170、またはスマートフォン、パーソナルデジタルアシスタント (PDA)、ポータブル、ラップトップ、またはタブレットコンピュータ、デジタルメディアプレーヤー、メディアリーダー、パーソナルデジタルアシスタント、プログラム可能なワイヤレスリモートコントロール、または同様の手持ちデバイスまたはモバイルデバイス 190 である。そのようなワイヤレスデバイスの例としては、カリフォルニア州クパチーノにある Apple Inc. の iPod、  
10 iPad、iPhone 製品、イリノイ州ショームバーグの Motorola、Inc. の Droid または Milestone または韓国の Samsung Group の i7500 などの Android オペレーティングシステムを実行している製品、Samsung Group の i8910 などの Symbian オペレーティングシステムを実行している製品、または Research in Motion of Canada の BlackBerry がある。有線または無線のデータ接続を使用して、治療用健康装置の  
20 制御用に特別に設計されたハードウェアデバイスも使用できる。そのような外部計算装置は、マイクロプロセッサまたはマイクロコントローラベースのデバイスに限定されず、プログラム可能な論理デバイス、特定用途向け集積回路、または他の任意の装置に基づくかどうかにかかわらず、計算が可能な任意のデバイスを含み得る。

25 [0049]外部計算装置 170 または 190 を介した制御は、ハードワイヤードの手持ちリモートコントロールボックス 160 を置き換えることができるが、治療用健康

装置は、両方の制御ソースからのコマンドを受け入れるように構成することもできる。治療用健康装置は、たとえば、いずれかのユニットから発行された最新のコマンドに応答するか、一方の制御ソースにのみ応答して一定期間または他の指示があるまで他のソースを「ロックアウト」するように指示するか、または他の方法またはスキームで両方のソースからのコマンド入力を組み合わせる。同様に、外部計算装置とリモートコントロールボックスはそれぞれ、他の制御ソースによって実行されるアクションを認識して対応でき、たとえば、他の制御ソースによって実行されるコマンドまたはアクションが変更する。このような表示の更新は、治療用健康装置における装置から生じたり、他の制御ソースから流れるコマンドデータをサンプリングまたは「スニッフィング」する各制御ソースから生じたり、または2つの制御ソース間を直接流れるデータから生じる。2つの制御ソース間のデータ接続により、追加タイプの機能とそれらの間の調整も可能になる。

[0052]一実施形態では、図14に示すように、ユーザーがグラフィックディスプレイと対話して選択を行うと、アプリケーションは、グラフィックオブジェクトの選択またはドラッグなどのユーザー入力を受け入れ（1402）、そのような入力によって表される、ディスプレイ上のグラフィックオブジェクトの新しい値または位置を決定する（1404）。アプリケーションは、スカラ、ベクトル、または他の用語であるかどうかにかかわらず、新しいグラフィカルオブジェクト値と古いグラフィカルオブジェクト値の違いを決定する（1406）。アプリケーションは、グラフィカルオブジェクトの違いを、治療用健康装置の現在の構成と、グラフィカルオブジェクトのユーザーの操作に対応するデバイスの新しい構成との間の構成の違いに変換する（1408）。そのような変換は、例えば、ロックアップテーブルまたはプログラムされた式を介して達成され得るものであり、現在の構成を決定するために治療健康装置に問い合わせをするアプリケーションを含み得る。アプリケーションは、要求された構成変更を可能な構成と比較し（1410）、たとえば、加熱パッドに200度まで加熱するように命令する場合のように、要求された変更が

治療用健康装置の能力を超える場合、構成の変更を修正又は制限（1412）する。一般に、アプリケーションは変更を変更して、デバイスで可能な要求された変更にもっと近い可能な変更にする。アプリケーションは、必要に応じて変更された構成変更を、治療用健康装置で認識可能な1つまたは複数のコマンドに変換する（1414）。この変換は、たとえばルックアップテーブルまたはプログラムされた式を使用して実行することもできる。アプリケーションは、治療用健康装置に1つ以上のコマンドを発行し（1416）、グラフィック表示も更新する。ディスプレイがデバイスの現在の構成に依存するように構成されていない場合（1418）、アプリケーションは、必要に応じて変更されたユーザーの入力に対応するように、ディスプレイ上のグラフィックオブジェクトを更新するだけである（1420）。一方、ディスプレイがデバイスの現在の構成を反映するように構成されている場合、デバイスの構成変更が完了するまで（1422）、アプリケーションは変更の最中にデバイスの現在の構成を取得し（1424）、現在のデバイス構成を反映するディスプレイを更新する（1426）。このようにして、ディスプレイは、治療用健康装置の動きまたはその他の変化を、発生時にリアルタイムで示す。

リモートおよび複数の外部コンピューティング装置と治療用健康装置

[0063] 治療用健康装置の制御は、特定の外部コンピューティング装置から直接、またはマルチホップ、ダイジーチェーン、または他のデータ通信トポロジを使用して間接的に、異なる外部コンピューティング装置からの制御を可能にすることができる。たとえば、スマートフォンまたは同様のポータブル外部コンピューティング装置は、Bluetoothワイヤレス接続などを介して治療用健康装置を直接制御するとともに、直接または他のコンピューティングデバイスと直接またはパブリックまたはプライベートデータネットワークを介して他のコンピューティング装置と接続できる。そのような構成では、別のコンピューティング装置を使用して、ポータブル外部コンピューティング装置を介して間接的に治療用健康装置を制御することができる。また、外部のコンピューティング装置は、間接的に制御するデバイスから治

療用健康装置にコマンドとデータを直接中継するか、または治療用健康装置の派生されたまたは変換されたコマンドとデータに送信する前にフォーマット間で解釈、変換、または処理するために使用できる。同様の複数の無線または有線接続は、外部コンピューティング装置がより大型のデスクトップコンピューターである場合に、間接制御にも使用できる。

5 [0068]特定の治療用健康装置を使用する以外に、ユーザーは定義済みの治療プリセットを取得するか、以下で説明するように、定義済みの治療プログラムまたはシーケンスを取得して、ホテル、空港のラウンジ、公共のマッサージやセラピー施設、キオスク、飛行機、その他の移動手段にある公共施設の治療用健康装置を含む他の場所で使用できる他の治療用健康装置に転送できる。このような転送は、CD、データカード、USBフラッシュドライブなどのデータ保持メディアの使用、またはカードスワイプまたは近接キーチェーンデバイスによって開始されるネットワークデータ転送などのハイブリッド転送デバイスまたはプロセスによって、プライベートまたはパブリックデータネットワーク全体で直接行われる場合がある。外部計算装置は、そのような公的に利用可能な治療用健康装置の使用に対するユーザーの支払いを支援することもできる。

治療プログラムまたはシーケンス、およびマルチメディアプログラミング配信

20 [0071]マッサージや関連する活動や構成など、さまざまな治療のための治療用健康装置コマンドのプログラムまたはシーケンスが定義され、外部計算装置に関連付けて使用される。このプログラムまたはシーケンスは、さまざまな活動や構成を治療用健康装置に順次指令するために外部計算装置によって使用されてもよいし、その治療用健康装置又は他の治療用健康装置による事後的な実行のために一度にその治療用健康装置にダウンロードされてもよい。そのような治療プログラムまたはシーケンスは、外部計算装置で構成または定義することができる。そのような構成は、25 プログラミング言語に類似したテキストベースの治療ウェルネスデバイスのコマンド言語を使用することによって達成することができる。この言語は、プロのプログ

ラマーではないユーザーが自分の治療プログラムまたはシーケンスを作成するのに十分なほどシンプルでよい。そのような構成は、代替的又は追加的に、グラフィカルコンパイラーを使って構成される。治療用健康装置のモデル、マップ、グラフィック描画が、所望の治療プログラム又はシーケンスを組みたてるためグラフィカルコンパイラーにおいて操作される。そのような治療プログラムまたはシーケンスはまた、時系列で様々な構成および活動を想定し、保持および共有または後で使用するためにそのようなシーケンスを同時に「記録」または「取得」するように治療用健康装置に命令するユーザーによって定義されてもよい。そのようなシーケンスまたはプログラムは、外部計算装置を介して、パブリックまたはプライベートデータネットワークを介して他のユーザーと共有できる。たとえば、健康をテーマにしたブログやフォーラム、またはMySpaceまたはTwitterのようなソーシャルネットワーキングサイトなどに投稿することで、他の治療用健康装置のユーザーや友人とのソーシャル目的で共有できる。

[0072]プログラムまたは治療用健康装置コマンドのシーケンスは、外部計算装置にダウンロードすることも、遠隔地から治療用健康装置に直接ダウンロードすることもできる。それらは、ユーザーの要求によって「プル」される場合と、遠隔地から発信された送信で「プッシュ」される場合がある。遠隔地には、治療用健康装置の製造業者や販売業者、またはサードパーティの治療プログラムの開発者やプロバイダーによって管理されているWebサイトや電子設備が含まれてもよい。複数の治療用健康装置の制御と組み合わせることで、視聴覚プログラムや治療プログラムの配布は、たとえば、販売促進において、治療用健康装置や、複数の異なる小売サイトで同時に実施される治療セッションがマーケティングの誘因として提供される他の製品の視聴覚販売デモを可能にするアプリケーションを見つける。複数の治療用健康装置の制御と連携したこのような分散型の視聴覚プログラムは、共有のコンピュータ画面の形をとることができ、制御された治療用健康装置を使用または関連する人々は、指令又は他の目的のための中央制御サイトで操作画面が操作されているこ

とを確認できるようになっている。そのような「分散型スクリーン」はさらに、他のサイトにいる人々がそのようなスクリーンの制御に参加することを可能にし、したがって、1つまたは複数の治療用健康装置の制御に参加することを可能にする。

[0073]このようなプログラムまたはシーケンスは、一般に公開される可能性があり；例えば、フィットネス、治療、またはリラクゼーションのコミュニティの著名人が好むまたは採用するマッサージシーケンスの「スクリプト」は、一般に公開されてもよい。他方、特定のプログラムまたはシーケンスは、特定のユーザーまたは複数のユーザーのために特に構築されてもよい。一実施形態では、図15に示すように、患者は、特定の症状または状態を医療提供者に報告する（1502）。医療提供者は、特にその患者に対して、報告された症状または状態に対応するための治療用健康装置の最適な専門プログラムまたはシーケンスを決定する（1504）。もし（1506）、そのようなプログラムまたはシーケンスがすでに存在する場合、医療提供者はそれを選択する（1508）。そのようなプログラムまたはシーケンスが存在しない場合、医療提供者はそれを構築する（1510）。新しいプログラムが構築された後、または、もし（1512）既存のプログラムがコードまたはパスワードでタグ付けされておらず、医療提供者、治療用健康装置の製造業者または販売業者、外部計算装置アプリケーションの製造業者または販売業者に属するWebサイトなどの公的にアクセス可能なデータリポジトリに配置されている場合、医療提供者（1514）は、プログラムをWebサイトまたは他の公的にアクセス可能なデータリポジトリに配置し、プログラムにコードまたはパスワードを割り当てる（1516）。医療提供者は、プログラムまたはシーケンスのコードまたはパスワードを患者に提供する（1518）。患者はウェブサイトアクセスし（1520）、コードまたはパスワードを入力し（1522）、治療プログラムまたはシーケンスをダウンロードし（1524）、プログラムまたはシーケンスを使用して（1526）、治療用健康装置を操作する。

外部計算装置上のソフトウェアアプリケーションのフローとGUI画面の例

[0114]治療用健康装置を制御する外部計算装置のソフトウェアアプリケーションからのグラフィカルユーザインタフェース画面のチャートとフロー図が図18A-18Dに示されている。・・・

[0125]ホーム画面1814又は他の画面からユーザーが選択できる別の項目は、ユーザーがカスタム療法又はマッサージ動作を迅速かつ容易に実行できるようにするモードであり、混合可能な個別のマッサージ構成要素に基づいてカスタム療法又はマッサージセッションを組み立てることができる。ホーム画面のボタン1967を選択すると、ユーザーは個別の療法又はマッサージプログラム画面1828、ここでは『エスプレッソショット』と呼ばれる画面に移動する。第1画面1828では、ユーザーは、病気又はユーザーが注意を望む身体の部分を選択することによって、単一の療法又はマッサージ活動を選択することができる。この選択スクリーンは、人体図1968などのグラフィカル模様から作成される。あるいは、治療用健康装置の図又は他の図を使用して、様々な治療またはマッサージ活動を示す様々な場所を選択するために用いられ得る。これに関連して、人体部分の図又は他の図は、ユーザーが選択を行うのを支援するために、色又は他のグラフィカル模様でコード化されてもよい。

以 上